

# 第7回社会医学研究会

## 講演概要

主題 人災と健康

とき 1966年7月16日(土)・17日(日)

ところ 京都比叡山延暦寺会館

第7回社会医学研究会準備委員会

主題 「人災と健康」  
第7回社会医学研究会総会の開催にあたつて

庄 司 光

第7回社会医学研究会総会ならびに研究会を洛北の名勝の地、比叡山頂で開催する運びとなったことをうれしく思うと同時に、その責任の重大さを痛感する次第です。

現在の国際的、国内的状勢は極めて緊迫したものがあり、社会医学に課せられた使命もきわめて重大であると考えます。1966年の研究会の準備を担当した世話人会はこの大きな使命を果すために次のような企画をしました。

過去6回の研究会では、その年々の重要な問題を主要テーマとして、問題の解明と対策の検討を行ない、成果をあげてきましたが、社会医学的にみて不十分な点が多くあったことは否定できません。例えば、討議が時間切れになったり、解決への十分なアプローチが少なかったことです。そこで世話人会としては、この点を克服するために、事前の集団討議を活発にし、今年の研究会に望むことを本年度の方針と致しました。

世話人会は討議の結果、今年度のテーマとして「人災と健康」を選び、演題の募集を致しました。私達は、解決しなければならない問題を沢山持っておりますが、これらを主要テーマとしてとりあげるには十分な準備時間と研究者側の条件が備わっていなければなりません。いままでも地域開発農村の社会医学的研究などがとりあげられ、それらの研究者の非常な努力によって問題の解決を図ってまいりました。しかし、一面、全国の会員の力を結集する段階にまでは、未だしの感がありました。全国の社会医学に携わる人達の力を組織して、その学問的な立場を明らかにし、社会に呼びかけることが要望されています。このような見地から、例えば「住宅と健康」というテーマはもっとも緊急を要する問題ではありますが、残念なことに私達の側の準備態勢が十分ではありません。そこで、この問題は来年度の主要テーマとして準備をすすめ、今年の研究会では予備的な討議をすることにしました。この点は今年度の新しい企画といえましょう。その他、テーマとしてあがったものには公害、職業病、交通災害などがあげられ

ましたが、今年度はそれらを一括して「人災と健康」とし、この問題への社会医学的なアプローチの方法論を深めてゆくところに重点をおくことにしました。社会医学研究の正しい進め方は、他の科学活動の場合と同様に、一般に二つの段階を通りなければなりません。すなわち、まずははじめに問題を正しく提起することであり、さらに進んで問題を正しく解決することあります。科学の問題は提起のしかたが正しければ、仕事をより一步前進させることも容易でしょうが、提起のしかたが正しくなければ、解決のしかたを横道にそれさせてしまいます。社会医学のごとき境界領域の問題を扱う場合には、この点がとくに重要な問題となります。換言すれば今回の「人災と健康」という問題を扱うに当っても、医学的な問題を提起する場合に、それが人災という社会的現象としてどのように位置づけられるべきか、どのような立場から解決を図るべきかが明らかにされなければなりません。今までこの点について苦斗してきたといえますが未だ十分ではなかったようです。

そこで今年の研究会で大いに躍進したいと考えますので、次のことの実行を皆さんに提案いたします。

1. 事前に十分な学習をして研究会に参加しよう。とくに世話人の方にお願いしたいことは、ブロックごとに会員を中心て、今年の「講演概要」をテキストにして討議会を組織して頂きたい。「講演概要」は会員以外の方々にも実費で頒布します。
2. 今年の研究会では「講演概要」に附記したごとに演題をいくつかのグループに分け、座長団を組織し、グループごとに討論を深め、かつまとめて頂き、さらに最後に総括したい。なお会の終了後、私達の学問的な見解を一書にまとめ世間に問う予定です。

我々の手で社会医学を建設することを目標に、各位の御研讀を祈って掲筆します。

# 研究会日程

第1日 7月16日(土)

午後 1.00～1.30 “「人災と健康」を討議するに当って”

準備委員会代表 庄 司 光

1.30～5.00 研究報告並びに討議 演題①～⑧

5.00～7.00 夕食及び延暦寺参観

7.00～10.00 “来年度研究会主題「住宅と健康」の進め方”

司会 會田長宗 話題提供 西山卯三(予定)

小林陽太郎 東田敏夫

第2日 7月17日(日)

午前 7.30～8.00 朝食

8.30～12.00 研究報告並びに討議 演題⑨～⑯

但し⑭と⑯を入れ替え

12.00～1.00 昼食

1.00～2.00 総会

2.00～3.30 研究報告並びに討議 演題⑰～㉐

3.30～5.30 総括討論

5.30～7.00 懇親会

7.00 閉会(宿泊可)

---

研究会に参加される方々へ

研究会総会の充実をはかるために次のことを要望します。

- ◎ 演者の報告内容を此の論文集でよく読み、討議すべき論点を明確にして研究会に参加して下さい。
- ◎ 報告者は講演に際して此の論文集を活用し、論旨、主張ができるだけ明確にするよう留意して下さい。なおスライドは用いませんし発表時間については座長との申合せを厳守して、討議時間にくいこまないよう御協力を願い致します。

# 報告演題目録

演題名	(頁)	発表者	座長団
1. 未解放部落の社会医学的考察	(5)	南吉一	加茂甫
2. 結核長期患者の指導上の問題点	(7)	小林ヒサエ	金森仁作
3. 精神障害者一主として分裂病者一家族会の活動について	(9)	桑原治雄	前田信雄
4. わが国の肢体不自由児対策と肢体不自由児運動 —不自由児の一父兄からの提言—	(11)	鈴木正里	山本理平
5. 職業病の診断態勢の事例的研究	(13)	原一郎	井上俊
6. 都市ガス配管工の「慢性CO中毒症」の実態	(15)	南雲清	山田信也
7. 地場産業の職業病管理と衛生行政	(17)	青山英康	東田敏夫
8. 安全衛生活動における労働者の主体的役割について —中小企業労働者を中心にして—	(19)	宮入昭午	細川汀
9. わが国山林労働における職業病のぼくめつについて	(21)	山田信也	野村茂
10. 炭鉱災害の社会医学的問題—第3報 三池CO中毒後遺症患者の医療と社会復帰	(23)	細川汀	南吉
11. 衛生学からみた「公害」問題の史的考察	(25)	水野洋	水野宏
18. 公害等医療給付をめぐる諸問題 —四日市に於ける大気汚染患者への医療費の公費負担制度について—	(39)	吉田克己	神谷昭典
13. 水俣病の社会医学的問題	(29)	野村茂	丸山博
14. 新潟県阿賀野川沿岸部落に発生した有機水銀中毒症	(31)	北野博一	水野洋
15. 水島地区公害調査活動の経験より	(33)	丸屋博	大平昌彦
16. 沼津三島地区石油コンビナート進出計画に対する市民運動の一考察	(35)	水野宏	青山英康
17. 人災に対する地方衛生研究所の役割	(37)	芳野俊五	橋本正己
12. 交通災害の発生要因一大都市における自動車灾害の事例研究—	(27)	東田敏夫	西三郎
19. 現行使用基準による食餌中の指定化学的合成品量について	(41)	渡辺嶺男	柳沢文徳
20. わが国における医薬品開発の現状批判—臨床実験をめぐって—	(43)	新薬学研究者 技術者集団	高野哲夫

## 総括討議

司会：庄司光，山下節義，奈倉道隆

予定発言者：各座長及び曾田長宗，朝倉新太郎

討議：全員

比えい山延暦寺会館 滋賀県大津市坂本本町

( T-1 坂本 47 番)

- ① 国鉄大津駅より、市内バスにて浜大津へ、京阪電車にて坂本へ、  
ケーブルにて中堂駅下車 徒歩 8 分 (大津駅より約 60 分)  
〔ケーブル運行時間 朝 8 時 ~ 夜 8 時 (30 分間隔)〕
  - ② 国鉄京都駅より、比叡山行バスにて延暦寺前下車 (約 60 分)  
〔バス運行時間 朝 9 時 ~ 夕 4 時 (1 時間 2 ~ 3 本)〕
  - ③ タクシーでは、京都駅より 小型 1,200 円 (約 50 分)  
大津駅より 小型 800 円 (約 40 分)

延暦寺会館は、老杉鬱蒼と茂る叡山々中にあり、眼下に琵琶湖の景勝を眺める静閑な宿泊施設です。境内には旅館、飲食店はありませんので、宿泊、食事の御希望は準備委員会へ別紙の葉書で、遅くとも7月10日迄に着くようお申込み下さい。(1泊2食付1,200円)

なお、日程に掲げましたように、第1日夜は来年度の研究主題に関する基礎的な問題提起と研究方針の討議を全員でおこないますので、宿泊してこれに参加されるよう希望します。

当研究会への入会希望、お問合せ等は東京の研究会事務局(東京都港区芝白金台町国立公衆衛生院内)又は下記へ御連絡下さい。

京都市左京区吉田本町 京都大学工学部衛生工学科教室 庄司 光 氣付

第7回 社会医学研究会準備委員会

# 1. 未解放部落に関する社会医学的考察

## [その4] 解放斗争と健康

茨木診療所 南吉一

全国6,000部落、300万人におよぶ未解放部落民は、支配者の手によってつくり出された「差別」政策の下で、たえずひどい差別的状態におかれ、生活と健康は破壊され、生命まで奪われてきました。差別政策は今日もなおさまざま形で強化されようとしていますが、これに対し未解放部落民をはじめ民主主義を求める人々の反対を日増々に高めて来ています。本報告では、これまで三度重ねてきた報告を基礎に、部落解放のたたかいの中で健康問題の占める位置を浮きぼりにし、併せて保健、医療担当者の社会的責任について認識を深めることを目的としました。

### 1. 部落民の暮らしと健康

近年、未解放部落民の生活と健康はますますひどい状態になっています。

全国の部落の70%を占める農村部落では、例えば沢良宜における調査で明らかのように、殆んどの農民が農業から追い出され、失業、土工、臨時工など、失業もしくは半失業の状態におかれています。都市部落では、例えは蛇草での調査が示すように、労働者は殆どが近代的な大企業から派出され、まともな賃金も社会保障もない臨時工、社外工、零細企業の重労働ばかりつけられています。西部の調査における履物加工の衰微が典型的に示しているように、部落産業は破壊されています。炭鉱地帯の未解放部落では、相次ぐ炭山、首切りの中で、失業者があふれ極端な生活破壊状態を惹き起しています。

このような生活悪化は、健康障害ともたらさずにはおきません。蛇草、田川、沢良宜の検診では、自覚症状や血液検査からみて過半数が貧血、低栄養であり、多い慢性病、潜在疾患の存在することを明らかにしました。炭鉱地帯の調査では「合理化」の中で災害が激増し、部落民の生命が奪われています。また西部や田川の赤痢調査で明らかのように、劣悪な環境条件と貧困の中で、伝染病が蔓延し、部落民の生命が脅かされています。しかもこれら未解放部落の大半は無医村であり、まともな保健衛生や医療対策はされていません。一方、部落を後にした出稼ぎ者の状況も極めて悪く、田川の調査が示すように、「去るも地獄、残るも地獄」というのがその実情といえます。

### 2. 部落民の苦しみの根源

以上述べたような生活と健康の破壊は大なり小なり日本国民の全体について言えることですが、未解放部落民において特に顕著であるのは一体何故ですか。

それは、歴史的につくられたとされる温存、強化されてきた半封建的な身分差別と、これを利用して全体的な支配と榨取、収奪を強めようとする支配階級の差別政策によるものだと考ります。未解放部落の歴史的系譜についてはすでに報告しましたので省略しますが、前述した生活苦や健康障害をもたらしていく社会的原因は、例えは農業改善事業による農民の追出、合理化政策の下での重労働と無措置状態、対米従属のエネルギー革命による炭坑労働者の首切り、失効打切りによる再度の首切り、高度経済

成長政策の中での部落産業の破壊、等、どれをとりあげても、まだ初歩的な調査研究の段階にあります。しかし、部落民の苦しみの根源がまさに米日反動支配の諸政策にあることを明白に物語っています。

### 3. 新しい形の差別政策

このような状況の下で、未解放部落の人々が自らたち上り長年にわたって進めてきた部落解放の斗争が、労働者階級を先頭とするすべての人々の統一した斗争と結びつく条件はますます強まって来たと言えます。そのため当局は、従来とてきた差別助長、渾厚と融和の行政だけではなく、さらに巧妙なやり方で差別政策を展開させ、部落解放運動を新しい融和主義の枠の中にとじこめようとする事態が生じて来ました。例えば、同和対策審議会の答申には、①産業・職業、②環境、③教育の各分野にわたって、長年部落民が要求してきた事項のいくつかが掲げられ、また部落解放運動を進める人々の中にも、この答申を完全に実施せばそれでよいんだといった主張まで出てきていますが、答申の中では、前述した部落民の生活と健康を破壊した高度成長政策を評価、「社会開発」「人間尊重」の政策こそが部落解放に役立つと指摘している点や、「心理的差別」と「実体的差別」を分離、「特異な精神風土と民族的性格」といった表現で差別の根源をあいまいにしてしまうなどからみて、私たちはかゝる方向の出されてくる背景や本質についてさらに検討を加えていく必要があると考えます。

茨木には三つの未解放部落がありますが、解放運動のさかなな部落に対する同和会結成等の攻撃がなされ、むしろ有力者による融和対策の強かった部落で先に改良住宅が建設されしかもその人々をして労働運動の渾厚に際して一定の役割を果させるといった事態が進んでいます。

### 4. 部落解放と健康問題

以上の考察の中から、未解放部落の健康をまもる活動にとって基本的な課題がいくつ引き出されます。

(1) 未解放部落の保健、医療活動においては、何よりも未解放部落の差別に関する歴史的、社会的因素についての認識を深め、苦しみの根源にたち本からすべての人々の幼らく人々の团结と統一を強めていく意識的な努力を怠っては、眞の目的を追求することができません。

(2) 部落民の健康障害は、歴史的な半封建的身分差別と低い生活水準、無権利状態と密接に結びついており、健康問題は従々すべての部落民の日常的な要求の切実な一つであり、特に貧困層、労働者、部落下層階級を中心広い人々に支持される斗争の課題であるといえます。

(3) 現実のとりくみにあたりては、保健医療担当者の専門的な日常活動が重要な基礎である点を特に強調する必要がありますが、解放斗争の主体はあくまで部落住民大衆であり、彼等に依頼して進めていくことが基本的に大切であり、請負主義は禁物です。

(4) 部落の健康をまもるとりくみは、ともすれば上下水や住宅、診療所など環境改善の行政斗争を中心になりますが、それだけに固まらず、労働と生活をめぐるさまざまな要因を重視し、その解決のためねばり強い努力を重ねていく必要があります。

(5) そのためには組織的取りくみが何よりも重要であり、部落解放同盟はもちろん、要求貫徹のためすまざまな民主的自主的組織化をめざしていくことが大切です。

## 2. 結核長期患者の指導上の問題点

小林ヒサエ(京都市左京保健所・保健婦)

保健所登録結核患者中、長期にわたり在宅化療治療を継続しているケースは相当数にのぼる。結核は適切な早期治療を行うことにより、通常3年程度で軽快或いは病状回復となり、至適観察の段階を迎えるとされますが、現実には3年を超えて、長さは10年近くも化療治療を継続中のケースを少くからずかえり、指導に困惑を感じてゐる。よつてその実態を明かにし、若干の問題点を提起したい。

### 1. S学区登録結核患者の概況

調査の対象とした京都市左京区S学区は、市街地の東北部にあり、世帯数1,909、人口6,812、老人を含む世帯の比率が高く、零細業者、中小企業労働者、自雇労働者が就業者の多数を占め、不良住宅が多い。結核登録患者は、昭和40年末192名(肺外1を含む)、罹患率は28(人口千対)、これは全国16、京都市20よりかなり高率である。なお生活保護適用率は人口千対13.5で、全国17.2、京都市13.8よりも低率である。登録結核患者の受療状況、医療費負担区分は、次表の通りである。

表1

登録結核患者(肺外除く)受療状況

	活動性		不活動	不明	計
	感染性	非感染性			
入院	(6) 11	(4) 8	2		21
在宅医療	(6) 12	(17) 54	(4) 5		71
放置	1	(5) 6		(3) 5	12
至適観察		(2) 2	(34) 85		87
計	(12) 24	(28) 70	(38) 92	(3) 5 (81) 191	

半( )内は登録後3年以上を再録

表2

登録結核患者(肺外除く)医療費区分

	法 35 系	健保		国 保	生 保	労 災	不 明	計
		本人	家族					
入院	12	6		(1) 1	1	1		(1) 21
在宅医療		18	(10) 10	(36) 37	(6) 6			(52) 71
医療なし							99	99
計	12	24	(10) 10	(37) 38	(6) 7	1	99	(53) 191

未日雇健保は健保に含む。( )内は法34条適用を再録

### 2. 在宅患者(登録後3年以上)の実態

登録後3年メドとして長期患者を区分すると、表1の通り81名であつて、登録患者の42%を占める。うち入院、至適観察中と併く活動性在宅患者を①感染性在宅治療、②非感染性在宅治療、③全在宅放置の3グループに分けて、その実態を明かにするべく次の通りである。

#### ①感染性在宅治療 6名

- A 男 66才 世帯主 稲垣士 D保険人 病歴10年 使用薬剤 I.SF 2年前退院、本人・主治医とも治療の見込みなしとして、就労中。
- B 女 43才 世帯主 森井四郎 生保 " 6.5 " SM.I.SF 生活上の理由で入院させて貰ふと云ふ、就労中。
- C 男 49才 世帯主 佐藤 兼生 生保 " 6.5 " S.P.I 精神病合併、入院院を反覆
- D 女 54才 非 無職 健保家族 " 6 " P.I.CS 空洞を有し、手術が必要だが、手術がやりやうと云ふ。
- E 女 37才 非 無職 D保険人 " 3.5 " SM.I.SF 1年前、集団生活がいやだと云ふ、退院。
- F 男 56才 世帯主 指物師 D保険人 " 3.5 " I.KM.CS 仕事もしながら死にたいと云ふ、就労中。

以上、家族構成、住宅環境からみて、予防上A以外は入院を要するか、在宅治療を継続している、その理由は、生活問題と基礎にしながら、直接には主治医が入院を強く勧奨しないことにあり、B

以下の5名は、いずれも過去1年内に主治医から入院とすすめられていない。

## ②非感染性在宅治療 17名

A 男 71才 世帯主 分業工師	D保本人 病院9年	使用薬剤 I.SF	療養指導区分 E字>203	病状不変
B 男 44才 世帯主 介護タクシー	D保本人 " 8.5 "	" I.SF,CS	" 守>211	" 不良
C 男 61才 世帯主 無職	D保本人 " 7.5 "	" I.SF	" 守>211	" 不良
D 女 73才 非 無職	D保本人 " 6.5 "	" P.I	" 守>211	" 不變
E 男 30才 非 無職	D保家族 " 6 "	" I.SF	" 守>211	" 不變
F 男 60才 世帯主 住居業	D保本人 " 5.5 "	" I.SF	" 守>211	" 不良
G 男 72才 世帯主 無職	D保本人 " 5.5 "	" I.SF	" 守>211	" 不變

H 男38才7名 有職業5名 病院4年3.3年78.指導区分1名E字>211。病状不變1.不變3.良好6名。  
I 今今74才~34才 (セルス.行為.マニッシュ調理.塗装)

以上の特徴は、初期3年程度の治療後、いつも精査検診をおこなって以後の療養方針を確立するという段階を小まず、慢然と長期の化學治療を続けていけるのが殆んどであり、そのなかには年令、病院、病型変化から判断して、化學治療の必要を疑向視せざるを得ないケースを含むこと、また初期3年間の療養に適正と欠いたため長期化したと推定されるケースがかなりあることである。「良好」のすべてが病院4年以下の戻りであることは、初期指導の重要性を物語る事実であろう。

## ③非感染性在宅放置 6名

このグループは、すべて男、年令77~29才、トビ乾、理髪、セーラス、屋内助手、雑役、染色に就労中であり、自覚症状がなく受診勧奨に応じない。うち1名は「治ったと云われた」と云い、4名は最近、高血圧、せん妄、かぜで診療を受けながら、結核についての指導・治療を受けている。

### 3. 問題提起

主治医の適切な指導があり、患者にそれを受け入れる意志、至済的社會的条件のあることが早期治療の条件であるが、以上のような多數の長期患者の実態から、早期治療を妨げている原因をあげると

オ1は、生活上の困難である。前記①のBケースはその端的な事例で、③でもそれは指導できき。

オ2は、あえて卒直に指摘するが、主治医の初期指導の不適切である。事例は前述の通り。

オ3に、結果的にオ1、オ2の原因を助けていける化學治療の存在である。化學治療が極めて有効な役割を果していける反面、「薬さとのことでおれは」と患者に就労、入院拒否の口実を与え、主治医に療養全般の指導を取れて投薬だけという治療を継続させた結果を生み、片手落ちの療養が一般化する風潮をつくっている。さらに耐性菌感染の危険でしつくりだすことになってしまっている。

これらの問題点の克服は、根本的には社会保障の充実、医療制度の改革のなかで果されるのであるが保健婦活動、保健所活動に限らず、このあたりの改善策を提起すると ①保健所スタッフを質、量の両面にわたって強化する ②保健婦が指導上の問題点を積極的に主治医に提起し、共同討議を進める ③以上の実態を卒直に保健所とレバ医師会、医療機関に提起し、予防、早期治療へのいざなうの努力を要請する 手などが考えられる。

これらを面にして、からまわりに近い保健婦活動が、実効あるものとなることを強く期がつている。

(以上)

### 3. 精神障害者—主として分裂患者—家族会の活動について

○桑原治雄 小池清康

私が精神障害者家族会(以下家族会と略す)と探り上げた目的は、オーパー、ニニまで私がこの家族会の活動を正しく位置づけたいと、オニには、広く精神科医及び衛生行政担当者にゆきわなつてゐる家族会に対する考え方を批判しておきたいとのひめである。つまりは、家族会活動とあして医療の民主化についての私なりの評価の軸といふもので述べることとする。

家族会は、主として長期入院分裂患者の家族からなり、集団方は大別して、大部分が<sup>癡呆中心で</sup>、少數の会が地盤中心である。昭和39年3月のライシャワー米大使刺傷事件を始まりのエピソードとする精神衛生法改正の時期から急速に会が<sup>各地で</sup>結成され、昭和40年9月4日には全国組織を持つようになつた。私が探すところを「今日広くゆきわなつてゐる家族会についての考え方」、全国組織結成を中心的に努力された友部病院長の古川氏の意見を引用する。「友部病院家族会は、家族が精神病に対して理解を深め、面会、外泊、作業療法などに協力して、いわば院内治療から院外治療への橋渡しを受け持ち、退院後の環境を調整して再発をいかに防ぐかと研究しあい、家族相互の理解を深め、親睦をはかり、ともに手を携えて精神衛生知識を啓蒙し、より住みよい社会を作ることを目標としている」、「精神衛生法19号」、衛生行政担当者としての意見として、精神衛生法改正を中心的に活動された厚生省の大庭氏の意見から引用すると「保健所としては、まずこれらの精神病院の患者家族会の設立運営を出来なければ援助するまでもある。そして、保健所の家族会は精神病院の家族会に入れない事情があることを対象として行なうのではなくとする。つまり、保健所の家族会はオニ次的なものでまず管内精神病院の患者家族会の結成を援助し……これらが十分に行われた場合には保健所の家族会はなくともよいからである」、「地域精神衛生指針」としてまとめられた。

1) 患者(患者家族)は正しい医療を要求する権利があり、正しい医療—病気を予防し、病気を早く治せという要求に応じよるとすすめ医療—を実現する主体的能力の背後手である。それ故、家族会の活動の結果は、種々の形の回りの困難を、社会的に行き詰る社会問題で解決しようとする市民運動として理解されるべきである。

我が国では、敗戦前 教育勅語をスローガンとする家族主義が精神的内土としてあり家族の中でおこったといふことは困難では、家族での解決し口承で済むといふことの美風があつた。この美風はとりわけ戦争中は「君に忠」という義務的側面のみを強調し、自分達が公的権力を成立させ、それが権力は自分達の利益となるように公使えたべきであると云ふ大民主主義を築く上で結構となりた。

この家族主義時代オニーは、教育勅語が発布されたころからの日本の公衆文化の一環、西洋の進歩から近代化思想—富國強兵—として批判された如身代みの在る。(現代日本思想史 第1巻)  
敗戦によって 我らは「レジュウ民主主義の表現<sup>アート</sup>」新意識を持った。この意味もとて、在来の家族主義が一層批判され 公的権力の概念も主権在民といつて表現され一般に承認されるに至つた。今日の日本社会は資本主義下でも「家の中のことは家事」との字は依然として利用慣習があり「自分達の生活を守るために公的権力を行使」といふ民も、義の権威性を失つては家族の面からも、行政の面からも危険な事件が次いで、憲法が若干形骸化するかと思われるくらいである。

けれども、丁寧は一度この方向を志向したが故に、労働組合は伝統となり、労働者の斗争は直接に接

ひと言でいえば、自分達の周囲の問題上、家中で叶へん開かしておらず、家庭の利害を薄うそみが集まつて私的として公的权力に要求する動きも各地に出でてゐる。この一連の動きと大の意味での政治参加であり、公的权力、社会に対する批判といひ、民主主義の伝統に属するものとして考えられる。ニッポンと日本に市民運動と名づけたと家族会の活動もまさに市民運動として把握されねばならない。

京都府家族会林、昭和35年12月発足した。この会の集りは成程最初は「家扶相互の親睦会」あり。これが後の発展も「共に泣くこと」である。しかし、この苦痛の根源と、各人から集つて話し合うと日本の社会保健の貧困であり、現行医療体制の批判をするのは当然である。また、この立場から医療担当者一派として医師が一人の批判の出でても当然である。吉川氏の定義は、精神科医療の希望して一侧面を抱持しており、二つ目では誠に美しいとか、けれど、成果を挙げよとめぐらしく一体感が中心になると行きかうとする問題が抱けている。もし、この定義を現行体制で行なうとするれば、病院は本家になり、医療効力を求むねばならぬ。けれど、この定義では、家族の患者に連絡が来るのは、病院の努力がなく、家族の自己からかかるところである。又、家族の病院のServiceを医療と批判するのは相互の理解が浅いためとなるまいであらうか。そして、この場合、双方は一派相手の立場以外の力を理解し合ふのだろうか。こゝでは家族会の発展は全く独立した立場といふべきである。現実の医療体制、社会保障体制を批判して出でる声は、どこで發揮せらるるか。医師も、行政担当者も、向かはれた仰る家族会からの批判を耳に、自分の医療、施策に口を出すのが当然である。この批判を更に進んで現在の医療体制の改革のために共にやってこそ、家族会と共に歩むべきだらうか。家族会は、果敢に市民運動の方向に志向すべきである。

家族会は、従来の医師、立場、家族の関係から既に転じ、同様の批判を持った団体…などには精神薄弱の会、月懸同盟、と半ば結ぶべきであり、朝日評論の会とも提携すべきである。とりわけ、病院部門の医療効果との提携が可能になることは望ましい。このような提携するには自己的なかけつけの窓口がいるの実現のため病院と連絡を活動するなどの必要である。

2)家族会の中で医師の特徴の役割はありである。医師と家族会との連帶の可能性があるのみである。今日、お互いの連絡のとれにくく、家族相互の連絡を取り、他の家族会の活動を通じて設立への協力しあうのは良いことであり、私の意味では今日の精神科医療を構成した義務と称之为得る。

だからこそ、2)家族会とあくまで医師のユニットのモビリオン、その治療の協力者の地位とめがねを離れて各自の社会的活動を行ひ、病院を含めての医療体制と批判する家族会の動きとそととの態度は明らかにあやまちである。在医療院に在り、家族の患者に対する提つた壁籠を打つし、常に治療効率を作りうる医師の治疗方法は、これは推奨せんべきだが、この活動と家族会と稱するものは現在は、家族会に対する誤解である。今日、このような態度に傾く医師の多くは以下、制度の中に組み込まれた特徴的と思える地位と見られ、医療制度の矛盾と理解がきにくく、故ではないかろうか。

今日、医師は壁籠としている。予防セヨ。治療セド」といふ大衆の要求と、医学的な医療を全く手にいめ科学的根拠に基く正しい資料を準備し、現行の医療制度の批判、その後の社会保障制度への批判を大衆の側に立て受け止めることはできないからである。然し、家族会の批判は正当に受け止められたり、何よりもまず医師の労働への加入が前提であるといつてはいけないが始めなければならないのを私は、確かなに思っていい。

## 4. めが国の 肢体不自由児対策 と 肢体不自由児運動 — 不自由児の 一父兄からの 提言 —

京都府 乙訓肢体不自由児父母の会 代表幹事 鈴木正里（大阪経済大学経営学部）

ここに云う「対策」とは 国や地方自治体が 社会保障の一環として実施する不自由児救済政策のことである。「運動」とは この政策の受益者もしくは第三者が 政策の推進や変更を企図して展開する活動のことであるが 自助的な あるいは民間の慈惠的な救済活動をもこれに含める。

### ※1. 従来の「対策」の問題点

(1) 基本原則が誤まつてあり かつ非人間的(inhuman)であったこと。この錯誤の窮屈の責任は医学に帰すのであらうこと。一言で云へば不自由児(本稿では盲聾啞・精薄を除く)を一括して人のスクラップなりとする見解であり、社会=家庭から隔離してりそかに生きさせれば足るとする施設の在り方である。現在ではかなり訂正されているにしても、まだ底流として強く、最近流行のコロニー運動などにも何ひこの臭いが感じられる。馬政者の感覚にありても然りである。このような不自由児対策の錯誤と壁の原因は、結局は医学が病状を徹底的に追求し、よしそれが複雑多岐で統一が困難であるにせよ それよりの対策方針を案出し提言することが、少くとも不充分だ、たことに帰せられるのでは作からう。

(2) 病気(後遺症)を克服しようという前向きの構えがないこと。これは(1)の当然かつ不可避の帰結である。極言すれば、身体障害は社会にとて手のほどこしようのない天災だということであり、社会の構えがそぞろである以上 個人をそろ受止める以外に方法がなかったのである。ただし 最近は機能訓練等を中心とする治療活動が急速に進みつつあるが ここにも次のような誤まつた理念が見受けられる。

(3) 機能恢復のための治療・訓練活動が機械論的・技術論的に理解され、ここでも人間性が忘却される傾向があること。例を挙げれば、体操類似の身体運動を行うことが即ち治療訓練だといふわけである。人は動物ではあるが、社会的な・しかも意識的に社会的動物であるという基本的特質がここでは無視せしむる軽視されたりるのである(家庭巡回治療への疑義)(整形外科一任への疑義)

(4) 教育活動が無視もしくは軽視されたりすること。教育が困難であることと教育が無用であることと、物理無関係であり、教育困難はよく「身体状況にあるだけに、それだけより教育が必要なのではないからう。

### ※2 「対策」に対する提言

(1) 人間として 社会の中に生きるためにの対策を基本とすべきこと。そのために治療は社会の中 一家庭内に生活しつつこれを行なうことを原則とし、入院はこれが不可能[事例]にないすむやむを之ない措置と考えるべきこと。入院によって治療する病気ではないのに児童を家庭=社会から切離すことは何の問題である。このために生ずる疎外感は児童にとって悲惨であり家族にとっても 結局は不幸な場合が多い。いわも多くの親(とくに母親)は児童の機能回復に全力を傾けようと自己の義務と考えていろいろのことをうらう、この点からも親子をきりはすことは拙策である。むしろこの親子の努

力を推進し、できる限り実りの多いものとしてやるために万全の措置を講じることが、対策の中心となるべきであらう。(ホーリー・ヘルパー制度の位置づけ)

(2) 通院制の施設と可及的多數設置し、技能・生活(=社会)訓練ならびに教育の場とすべきこと。このことは上記の必要に応じるものであるだけでなく、適切な指導の下に日常家族ぐるみで、あるいは同病協力して治療活動に励むことを通じてまたそれへこどもを通じてのめ、病児とその家族は希望と幸福をつかむことが出来るという点が最も重要な点である。それ以外の措置は彼らにとって敗北感よりもあきらめをもたらすにすぎない。(たゞ上記施設が収容する年令は早いほどよいことを附言する。)

(3) 受益者の意向を積極的に聴取し、妥当なものに対する取り入れは態勢をとること。(説明略)

### ※3 「運動」の現状と展望

#### (1) 運動停滞の悪循環

日本の社会保障は受益者不在の社会保障だと云ふべきか、不自由児対策はその典型の一つであらう。したがって不自由児(の親)たちは当然国家社会に対して大きな不満と要求をもつてから、いかにも自主的な運動が進まないのが行政だらう。原因は数多い。しかし主因は効果的な組織が作りにくいことにあらう。従来の組織は概して親子の日常のかつも、とも痛切に要求一治療訓練活動・社会性向の充足等と結合しておらず、彼らにはいわば日常生活の外郭の添加物にすぎない。このような組織で対策だけを協議しても効果的なものが生まれず可能性は少しも生れてもその実現力を推進するだけの力はない。結局行政機關に頼る利く有力者に従属して社会保障のむなぼれを争う組織となれば、第三者的有識者が遠見を被り合さalonとなり傾向が強か、たゞつまりは自主的な運動と展開する拠点としてこの組織がつくれないから運動が進まず、運動が進まないから活動の拠点もつくれないといふ悪循環が存在するのである。

#### (2) 悪循環打開の方向

①治療訓練集団遊び等の病児救済的活動と 親子の要求を統一し国や自治体に実現を迫る活動との二つを任務とする自主的な組織をつくることである。このことは本来統一されることはある。日常の協力的な訓練等の活動とその実験をふまえはじめて具体的な建設的な共通要求とこれを推進する力と統一とが形成されるからである。私共の会は全力を挙げてこの2つを行はる統一目標として公立通院施設の実現に努力しているが、この目標の実現は実は運動の拠点の整備發展に外ならず、目的達成により2つの運動は終るのではなく逆に発展し高度化するのである。これは先の悪循環の裏かえりの循環關係である。②この組織は基本的人権への運動といふ立場を堅持し、要求は社会保障といふ公的機関に打すべきである。従って労働組合の連合体や地域組織等と連繫すべきであらう。労組は社会保障の充実を権利として要求する最大最強の組織だからである。私人の善意はあくまでも傍流である。③この組織は徹底的に民主的な結構であることを必要とする。ボスの介入はこの關係ではとくに致命的だからである。④この組織は医師・訓練士等の協力を強く期待しないばかり、さへじに医師諸先生にのぞみたい。それはあらゆる意味での縛りを越えた統合的な協力研究体制を整えていただきたいといふことである。不自由児対策と運動とを推進する起動力は、結局は不自由児親子の自主的な組織と 医師を中心とする総合研究組織との連合体以外にはないであらう。

# 5. 職業病の診断態勢の事例的研究

大阪府立公衆衛生研究所 労働衛生部  
原 一郎

## 1. 研究目的ならびに方法

職業病の正しい診断は、次の如き重要な意義を持っているにもかかわらず、現実には見逃されている例が、決して少なくない。私は、最近数年間に診断した幾つかの工業中毒の事例について、一般医療機関において、職業病と診断されなかった理由を、その患者が以前に受診した医療機関ならびに所属事業場などの訪問によって調査し、このことから現在の我が国における職業病の診断態勢の欠陥とその改善策を明らかにしようとした。

職業病診断の意義：① 正しい診断は、正しい治療の前提 ② 被災労働者の正当な保護（労災補償） ③ その職場における同種疾病の再発防止 ④ 他企業における同種疾病発生の防止

## 2. 職業病診断の特異性

職業病は、その症狀には特異性は少なく、病因が特異的なものである。従って、病因すなわち、患者の職業・労働条件と症狀との関連の追求が不可欠のものである。具体的な診断過程の中で、これは次の如く実施されなければならない。

- (1) 問診：職種、作業内容、病因となり得る労働条件の有無、同様における同種疾病的有無など
- (2) 診察・検査：鉛中毒を例にとれば、次の如き検査が必要である。（第1表）

検査の意義	検査項目	実施の難易
イ 健康障害の程度	赤血球数、血色素量、全血比重など	容易
ロ 他疾患との鑑別	寄生虫卵、消化器障害、出血性疾患の有無など	"
ハ 鉛による生体反応	尿コプロポルフィリン、好塩基斑点赤血球など	やや困難
ニ 鉛吸收の程度	血中鉛量、尿中鉛量	困難
ホ 作業環境の調査	空気中鉛量	"

## 3. 事例の検討

事例1、2は、ベンゼン・鉛の如き古典的な中毒が典型的な病像をもって現われたにもかかわらず、正しく診断されなかつた例である。

事例3、4は、最近の技術革新とくに合成化学の進展とともに新しい有害物による中毒であり、その診断は学問的にもある程度困難な点がある。然し、事例3は、急性的中毒であつて、本来は業務との関連の追求は必ずしもむづかしくないが、充分な追求はなされていなかつた。

全症例を通じて、病像(症狀)に対する診断は大体正しく行なわれていたが、病因の追求は殆ど行なわれていなかつた。今日の我が国の医療機関においては、症狀ならびに生物学的病因については、きわめて精細な検査がなされているにもかかわらず、労働条件・生活条件等の如き社会的病因の探求は非常に軽視されている。これを具体的に、その対策と共に示せば、第3表の如くである。

第2表 職業病事例の検討

(凡例: ○実施, △不充分又は不適当, ×実施せず)

事例No. 中毒名	職種	主要症状	症 例 No.	医療 機関名	診断名	一般 臨床 検査	問診		特殊検査		備考
							職種	有害物	生 体 反 応	有害物 検出	
1. ベンゼン ワニ	サンダル 貼工	白血球減少, 贫血, 出血ならびに 感染傾向	11†	A医院	手掌膜発: 贫血 虫垂炎→肛周膜発 贫血→腸+アス疑 腸+アス・颗粒球減少症	検血	×	×	/	×	X
				B医院	"	"	×	×	/	×	X
2. 鉛 3)	解体船 鉄材の 圧延再生 (含鉛塗料)	贫血 食欲不振 便祕, 腹痛	21	E大学病院	亜鉛中毒疑→鉛中毒	"	△	△*	○**	○	[亜鉛] **
			22	F病院	脚氣	検血	×	×	×	×	[亜鉛] **
			23	G病院	胃炎・亜鉛中毒疑	△	△*	○**	○	○*	[亜鉛] **
			24	H病院	神経痛・胃炎	検血	×	×	×	×	[亜鉛]
			25	I病院	胃炎	検血 胃X線 肝持続	○	△*	×	×	
				J病院	貧血・肝炎	X	×	×	×	×	
				K病院	胃炎・肝炎	X	×	×	×	×	
				L病院	腸癌転の疑	X	×	×	×	×	
3. TDI. (トリレン・ ジソシクナイト) 2)	船舶冷蔵 室の断熱 (現場発泡)	激しい咳 咽頭痛; 鼻汁 目の刺戟, 咽頭発赤	31	M病院	急性気管支炎	胸部X線	×	×	/	/	X
			32	N病院	"	"	×	×	/	/	X
			33	O病院	"	"	×	△*	/	/	X
4. 酸化エレン 4)	ガス殺菌	下腿のしびれ感 歩行障害 知覚異常	41	P病院	多発性神経炎		○	△	/	/	X
			42	Q病院	" , 贫血	検血 肝機能	×	○	/	/	X

第3表 職業病診断態勢の問題点とその対策

問題点		対策
医師	職業病についての意識、知識の不足 職種、作業内容、有害因子等の問診の不足 職業病診断に必要な検査の計画・判断の不足	1. 医学校教育における職業病臨床講義の充実 2. 病業後の追加教育、新知識の系統的・組織的補給。 3. カルテ様式の改善
患者	職業病についての意識、知識の不足 問診時における正確な情報の積極的伝達の不足	1. 学校 2. 企業体 3. 労働組合の安全衛生活動
制度その他	確定診断のための検査実施のむづかしさ 新しい有害物又は商品名からの毒性判断の困難 特殊検査、環境調査の技術的・経済的・時間的制約 事業場内調査のむづかしさ 企業体の協力の不足 労災保険手続きの繁雑	1. 医療機関の公衆(労働)衛生活動の強化 2. 情報センター、診断センターの設立 3. 職業病(疑いを含む)の届出制度 4. 新しい職業病の研究態勢の確立

〔文献〕 1) 労働科学季報 8巻3・4号, 1960. 2) 同誌 11巻 1~4号, 1963.

3) 及び 4) 大阪府立公衛研 研究報告 労働衛生編 3号, 1966.

## 6. 都市ガス配管工の「慢性CO中毒症」の実態

代々木病院 古垣堅吾・南雲清

### I. 配管工の「慢性CO中毒症」が明らかになるまでの概要

1. 最近10年間、住宅の急増とガス工事の増加、ガス管の腐食はガス配管工事に従事する労働者に大きな負担となってきた。都市ガスの事業は「東京ガス」に独占され、危険なガス配管工事は下請企業の作業員により70~80%（年間約20万戸分）が消化されているにもかかわらず、その賃金は東京ガスの発注するガス配管工事規定により、出来高払いであり、工賃の配分%も一方的で、下請企業との労働者はなんら發言権をもつておらずなかつた。このよきな低賃金と健康の保障もない職制において、より多くの仕事をするために労働者は自ら労働強化の道へおちていつた。
2. 安全設備の陥落のなかで、危険とともにガス配管工事中、ガス配管工は度々大量の燃料ガスを吸引し意識不明となつて倒れたり、作業不能となつたりしたので、抗議をやつてしまふ、技術未熟といつても、配管などて黙殺され、ガス中毒の対策は立てられなかつた。このため、昭和33年、要件条件を克服して数社の下請労働者は職能別労組を結成し、親、下請企業の弾圧に抵抗しながら、労働者の基本的权利の獲得に前進し、組合員も増加し、出来高払い制度も半額保障給に改善してきた。

3. この組合活動のなかで、36年3月、組合員A代が頭痛、眩暈で入院、同年5月「CO中毒症」として労災認定があり、これと前回1代M代が同じく同一疾患で、38年8月にY代が「CO中毒症」と二次貧血にて労災認定を受けた。37年~38年にかけ、疾病統計により多種疾患の発生増加を重視した組合は、自主的健康管理することを宣言したが、休むことは賃金を失うことであり、自己の身体の異常を知りづらさ、健康診断の成果はあがらなかつた。たまたま38年11月三池炭坑の炭塵爆発事故により、「CO中毒症」が明らかにされたと同時に、三池の被害者と同じ症状が組合員に多いことに強い関心が寄せられ、38年~39年にかけて、組合員の健康調査をするようになり事態が進展した。この調査に代々木病院が総力をあげてあたつた結果、多数の「慢性CO中毒症」が存在していることを発見し、39年末で31名、40年8月で75名、41年4月で120名（労災認定90名）の患者の実態を把握した。

### II. 痊人的慢性CO中毒症患者の労災認定斗争とその問題点

后記するごとく、ガス配管工の中毒症状は脳中枢を破壊され、非可逆的で思考力、作業能力の脱落は社会生活が困難で廃人である。このような職業病に対して労働基準局は單に「CO中毒症」として一時的な労災症状とみなしているところに重大な問題がひそんでおり、われわれはあくまで、「慢性CO中毒症」として認定させるべく努力しているが、これを認定することは、職業病を放置しておいたことで、基準局、親企業が怠慢を認めることになるからである。しかし例え「じし中毒症」として40名の労災認定を勝ちとつたことは大きな成果であり、その原因と分析する必要がある。

(1) 組合員が強力に結束して、相互援助の基本線をくびさず、基準監督署に労災認定の交渉を重ねてきた。これによって基準局の意向が大体判明してきた。また親、下請企業の圧力を押しのけたところがで、CO中毒に目とそむけてきた企業体も実状に対応して認定せざるを得なくなつた。(2) 患者発見と同時に治療を開始すればならぬが、労災認定すれば3~6ヶ月を要する。この間の治療費は

、あくまで医療機関が構性となって労災認定まで待つと同時に速に認定させすべく努力した。健保請求はあくまでやらなければならぬ、基準局と根くらべをした。このよろな斗争のなかで、現在は患者発見と同時に治療開始は現認者によってやり、下請企業に請求するようになつた。下請は親より口家に請求することになり、40%は会社、60%は口家負担の休業保障がとれるようになつた。この成果も大きい。

(3) 問題裏：三池炭坑の例を待つまでもなく、口家、会社はCO中毒症を認めたことをさけていた。時には「災害神経症」など言葉もでるくらいで、「慢性CO中毒症」に対する意見が一致しておらず、怠慢である。このことは「基局通40.5.14：慢性CO中毒症取扱要綱」などもとにより上司に稟司し、慎重としたことの通達内容を知れば容易である。出先職場ではどうにもならないのである。

### III. 慢性CO中毒症の発生しE理由（社会的原因は概要で説明だけで省く）

(1) 防毒マスクは形式的なもので使用価値はなく、現在も開発されてない。(2)ガス切断作業や、メーカー取替え作業でガス発生の防止策がない。新しい接続工法も人員不足で親企業にとられてしまう。(3)作業条件が悪い場所に配置される。人員も一班3～4名で親企業の半数であると同時に作業の消化数は非常に多く、危険度はますばかりである。(4)ガス工事のためのガス停止は公益上最小限度とあり、夜間作業が多くなる。(5)入企業では配管工事を長期間やるねばならぬ。親企業のごとく、1年交代、事務作業へ転業などは考えられない。(6)高圧ガスの工事は危険度が増倍してくる。

### IV. 慢性CO中毒症の症状

CO中毒の特徴は、O<sub>2</sub>の抵抗に弱い中枢神経系、大脳皮質がおかされ、從つて回腹が困難であることがある。脳をおかされたことは本人を意味することと、このよろな重大な疾患が公にせられないことは、まだ知つておつても、口家の保護に難くせをつけることは、非人間的である。

主な症状は、1)記憶力のうつ失、2)計算力の減退、3)感情の変動、4)運動の失調、5)全身の倦怠感、6)赤色光線視野狭窄などがある。現在代々木病院通院患者117名のうちアンケートで初診時67項目について調査できた100名についての症状のオロ位までみると表のとくである。この他多

1.赤色視野狭窄	93%
2.物忘れ	88%
3.疲労感	86%
4.頭痛	84%
5.倦怠感	82%
6.思考力減退	76%
7.頭痛	74%
8.体力減退	68%
9.身体の痛み	64%
10.焦燥感	61%
不眠	61%

様な症状を訴えているが、折角組合大会を開いても、討議の内容を忘れてしまつたりすることは笑えない悲劇である。また大切書類を失つたり、酒に酔つたりして交通事故を起こしたり、家庭に歸らばれたりして怒りやすくなり不幸がたえまい、患者も多くみられた。勤務年数は平均10年位で、短いのは4～5年が3名あつた。まさにこのよろな症状で医師に受診したものは30%にすぎず、健康診断の重要性を痛感した。

### V. 今後の対策はどうあるべきか。労災認定斗争のみで満足すべきでない。

1. 労働省にガス配管工の下請作業の実態を早急に調査させ、一刻も早く「慢性CO中毒症」患者の救済と予防対策、治療対策を実施せること。

2. 親企業と下請企業の格差をなくし、生命の軽視を根本的に除去し、完全防毒マスクを個人的に配布すること。3. 労働安全衛生問題が單に企業の成績に結びつく方式がとられ、労働者を無視していい。4. 大阪、京都、名古屋などの大都市ではまだ下請ガス配管工は組織せず、無秩序状態で酷使されていざることは、社会医学的にみて緊急的に患者の発見に努力すべきである。5. こちを要するに、組織労働者の團結と医療機関の総力的援助がCO中毒を救うことであり、全職業病の問題である。

## 7. 地場産業の職業病管理と衛生行政

岡大医衛生 大平昌彦・青山英康 太田武夫  
長谷井祥男 吉田健男 萩野佐智子

### I 調査目的

1. 昭和37年に施行された新産業都市建設促進法に基づく後進農業県への地域開発は、鉄鋼・重化学コンビナートを中心とした工業開発として、特に瀬戸内海沿岸において着々と推し進められている。

これら経済開発の強力な推進が、地域住民の生活を一方的に圧迫しつゝある現実は、既に各地から報告されていゝる「公害問題」に如実に示されているといえよう。

更に注目すべきは、これら大企業の地方進出によって系列化され得ない地場産業は、経済開発の恩恵に浴する事ではなく、日常的に新聞の片隅を飾る「中小企業の倒産」という結果をもたらしている。

今回これら地場産業に従事する労働者の健康問題に焦点を絞って、その実態を明確にしたいと考えた。

2. 地域開発に代表される国家的施策と不可分の関係にある広域行政化の方向は、行政の中央集権化として既に数多くの具体的な事実の積み上げがなされている。衛生行政においても決してその例外ではなく、当県においてはいわゆる「事業別業務別保健婦制度」と呼ばれる保健婦業務の系列化と再編成が昭和38年に実施され、益々これら地域特性に由来する健康問題が軽視される傾向が強まるのではないかという疑問が生じて來た。

3. 官僚行政の縦割りに由来する健康問題の忘れられた部分として、その責任の所在を明確にしたいと考えた。

### II 調査対象と方法

昨年の7月に現地調査に赴き、以後基礎的な資料を収集すると共に、1週間にわたって地域住民との面接調査を行ひ、「地場産業の職業病問題」に警鐘を鳴らす役割を果したが、昨年来「白ろう病」問題が惹起し、これえの取り組みの中で今春以後、再び現地へ出向して関係当局者との接触を深めてその実態を調査した。現在これ立木組織であったこれら地場産業従事者の組織化の方向が打ち出されることが期待されている。

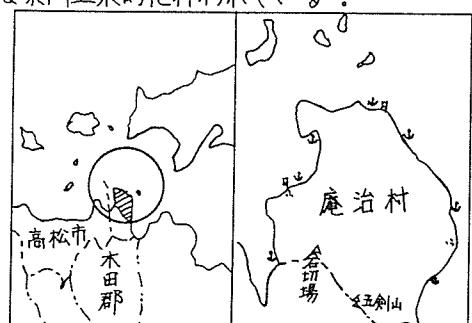
対象地域はニューヨークでの国際博の際、日本式庭園の造成に使用されて一躍注目を浴びることとなつた「庵治石」の産地で、採石と共にその加工が多くは室内工芸的に行われている。

### III 調査結果

#### 1. 対象地域の概況

当県の中心地高松市より14km離れた半島村で四国本土の最北端として瀬戸内海に突出している。

住民は農業の傍ら漁業を営むか庵治石の採掘彫刻を兼業する者が多く、北海道、和歌山、九州、朝鮮、近海等へ遠洋漁業に従事する者や船舶業（運搬船）も若干存在する。



最近は高松市の近郊として観光開発も進んでいい一方、農業構造改革事業として果樹園の造成更に漁業についても「タコ」の養殖も計画推進されていい。「庵治石」についても急激な需要の昂まりにより、室内工業的な採掘ではこれに対応し得ず、協同組合組織による採掘の機械化と共に、加工業者の組織化によって他地域の採掘場開拓が計画され推進されており、これら採石・加工業の専業化が著しい。

## 2. 地場産業の位置づけ

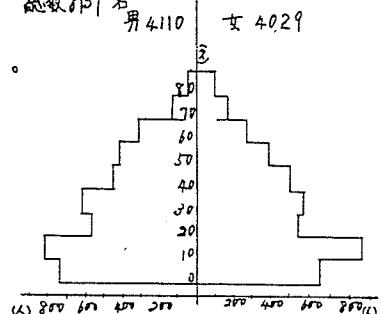
当村の転業別戸数及び人口、人口構成は図表に示す如くである。

### 転業別戸数及び人口

戸数	(5.36年調べ)								
	農業	漁業	工業	商業	通信業	サービス業	公務員	その他	計
戸数	559	357	171	128	69	83	74	100	1,541
人口	3,044	1,948	1,043	768	274	420	337	659	8,493

年令別男女別人口構成(5.36.10.1国勢調査)  
総数839名

男 4110 女 4029



これを村の予算の面から見ると図に示す如くである。

地域産業としての「庵治石」の採掘・加工従事者への「結肺対策」としては年間数万円が予算に計上されているが、その使い途はほぼ関係同業者の連絡、即ち親睦に当たられていて、何とんどその目的を果してない。

採石業者については隣村の牟礼村の採石業者と協同組合組織が設立されているが、加工業者については庵治村の業者組織は未だ存在しない。

### 3. 転業病対策の実態

#### (1) 高松保健所

事業別業務別保健婦制度の実施に伴い、保健所保健婦の業務別の系列化の強化により、行政能率のレベルアップを推進しているが、一方においてこれら地域特性の健康問題については、その態勢が何等用意されていない。

#### (2) 庵治村

村長及び住民課の要求としては選挙スローガンとしても、これら地場産業への取り組みに意欲を示しているが、衛生関係者の取り組みが認められず、全くに期待を失っている。

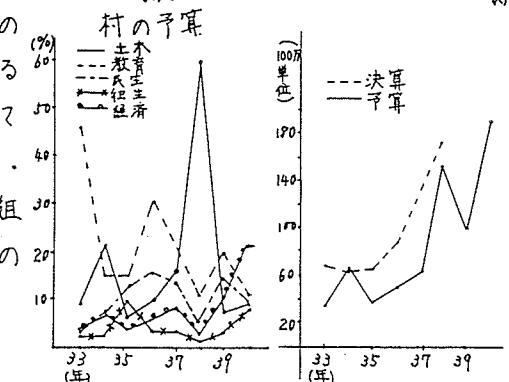
国保保健婦1名と母子センター所属の看護婦及び助産婦により地域の保健活動が計画、実践されていて、その精力的な取り組みにも拘らず、住民検診の徹底に精一杯といった状況にある。

#### (3) 労働基準局-労働基準監督署

組織化された同業者への連絡が主業務であり、未組織集団については全くのお手上げといった状況であり、採石業者への3年に1回の検診が行われている。現在のところ業主及びその家族は適用外であり、雇用者の93.1%の検診率を挙げて、雇用者は全従業員の59.3%に過ぎない。

### 4. 転業病の実態

現在のところ殆んどその実態が明らかにされていないが、労働基準局の調査で結肺7名、「白ろう病」24名が見出されているが、未だ1名も労災の適用を受けていない。



## 8. 安全衛生活動における労働者の主体的役割について —中小企業労働者を中心として— 京都 角田虎

まえがき

宮入勝午 川合一良 玉川雄司  
茶倉道隆 永井 武 片桐良伸

最近わが国での中小企業事業場における「安全衛生」活動について、労働衛生専門家や事業主側が注目するところとなりつつある。しかしこの種の運動について、労働者側の発言又は活動は極めて低調であり、かつ又依然大企業と中小企業とにおける災害度数率には大きな格差を示したままである。

1959年発表された ILO 第112号「就業の場所における職業衛生機関に関する勧告」にもみられる如く 労働者が「衛生衛生機構」に参加し協力することは、この活動を有効なものにする基礎的条件であろうと我々は考えている。そこで昭和37年以来、京都合同織維労働組合と協力し、労働者の「安全と衛生」に関する実態調査を行ない、以後「自主的健康管理活動」として進められ、今日に及んでいる。この運動によって得られた若干の結論については、既に第5回社会医学研究会で発表した。今回はこの運動が更に化学産業労働者へと拡大しつつあるのに鑑み、この種の活動がいかなる条件を必要とし、又その形態がどのような起伏を示し、将来にどのような展望をもちうるか、などについて述べたい。

### I 「安全衛生活動」を労働者の自覚によって進めるための条件について

労働者が就業の場所にあって、「安全」と「健康」とが保障されることは、最低にしてかゝる普遍的な要素である。しかしながら、いかにして「安全と健康」が保障されるか、ということになると、事業体の性格や歴史的なものによって夫々相異してあり、かなり地域的産業別的な性格を帯びてくる。

そこで我々はこの運動を進めるに当って、参加労働者全体に対しての「健康実態調査」を呼びかけた。この調査を整理した結果、被調査者全体にかなり共通している問題提起と、職場又は事業所によって相異のある特殊な問題提起とがあることがわかった。前者については、参加労働者全体の力を解決すべく討議し活動した。（例えは定期健診の充実化とその結果の日常的運用）又、特殊な問題については、その問題提起をして事業所を中心に問題の解決を計った。（例えは残業時間の規制、職場環境改善等）

このようにして、労働者は逐次「安全と健康」を支える諸条件を自覚するに至ったわけであるが、中でも定期健診に対する関心は意外に大きく、現状の定期健診に対する不満と不安とはかなり一般的であったし、ここから「安全と健康」を支える様々な問題をひき出そうと努力することになった。

我々はこのような現状に対し、従来の定期健診の内容を再検討し、次の点を重視した。

- ① 健診の内容を充実し、日常的健康管理活動にも有効な役割を果しうるものとすること。
- ② 健診の結果は必ず文書にして本人に渡し、個人としての健康の現状を認識するのに役立てる。
- ③ 他方全受診者の集団として情報も伝え、集団的な解決にも役立つよう配慮する。

このような通過を経て労働者は、より具体的に「安全と健康」の重要性を自覚し、運動の質的又は量的向上に役立った。

### II 「安全と健康」のための労働者による自主活動の起伏について

本來「安全と健康」のための活動は日常的かつ長期的である以上、当然の事ながら労働者側の活動

にも起伏があることは否定できない。とくに事業主側の圧迫や、極端に懲罰的な処置がなされた場合、この運動は銃撃し停滞することを余儀なくされる。この事は他の面での労働運動一般と同じだろう。しかしながら、そこ「安全と健康」を保障することの意義及び手段について、専門的研究機関や医療機関がより科学的にその具体的な内容を明示するならば、この運動における労働者の主体性はますます確固たるものとなり、事業主の果すべき責任分野はいよいよ拡大せざるをえないであろう。さかんづく中小企業においては、この面の設備上の像徴は一般的であり、劣悪な労働条件も多いのが現状であるが故だ。だが資本の競合が激しい今日の段階で、一企業内にこの運動が止まらずならば、いかに自覺した労働者の力があっても、この種の運動は短期間で停滞するであろう。結論として、この種の運動が長期に亘って、労働者の自主性によって支えられてゆくためには、地方的、産業別的な労働者の組合によって進められる必要を認める。なぜこのような連帯によつてのみ運動の起伏はあって、その消滅を救うものと考えられる。

### III 労働者の自主的活動によってえられた成果と問題点について

我々は昭和40年末までに、9労働組合100人の労働者と協力して、「安全と健康」のための出发点としての定期健診実施を企画実施した。この過程で特徴ある3ヶ所を選び、そのえられた成果と問題点についてふれておきたい。(夫々の労組はいづれも職種加工業であり、記号を①②③とする。)

①従業員数97人。自主的に活動を開始したのは昭和37年以来であり、当初同種産業内及び地域的にち類例がなく、運動の停滞や、監査側の圧迫もあった。合同労組の支持や医療スタッフの協力によって次第に活性化し、この労働者を規範とする運動が他企業にもみられるようになつた。現在では必ずとする監査をすべて監査側の責任で解決し、医务室・定期健診・成人病管理・耳鳴改善などに、労働者が主体となって活動している。②従業員数470人、従来頻繁に労働災害、業務上と考えられる罹病を発生。「安全衛生活動」の企業主側の責任が殆んど果されていなかつた。昭和39年労働者が始めてこの面での問題を提起したが(とくに定期健診について)監査側の了解がえられず、独自に実施。現在まで、この面での必要監査は、労働者負担でまかなつてゐる。しかし、労働時間制限、現場環境による災害保障の確保など、逐次具体化しつゝある。③従業員数164人、平均年令が若いこと、監査側は従来から医务室を設置し、ある程度「安全衛生」への配慮を示していたため、労働者側の自主的活動は、やゝ低調であった。昭和40年3月新設された機械が爆発事故を発生、労働者1名死亡2名重軽傷を負つた。ここで「安全と健康」活動への労働者参加の重要性を知り、以後現場実態、定期健診の企画と実施を、労働者が主体となって行なつた。監査側が設置した医务室の専任医も労働者と協力して、日常的健康管理活動を行なつており、そつ成果が認められる。

### IV. 今后への展望

就業している場所において、労働者を主体とする「安全衛生活動」を展開するための条件は一般的に存在すると考えられる。この活動が日々の労働者の自覚によることは云うまでもないが、地方的、産業種別に、集団として進められることが望ましい。同時にこの活動を支え、協力しある充実した医療機関と、研究機関とが絶対に不可欠な条件である。この意味で地方医師会、地方自治体、などが、労働者側の要望を正しく理解し、協力してゆくならば、労働者の災害や疾病防止に有効な力となりえよう。我々はこのような展望を全般的には労働立法の改善にまで發展させて考えざるをえない。

## 9. わが國山林労働における職業病のぼくめつについて

名古屋大学医学部衛生学教室 山田信也

(1)長年にわたる手斧、手鋸による山林の伐木造材作業は、昭和29年、北海道の大量の風倒木の處理に偉力を發揮したチエンソーの急速な導入により、その姿を一変した。小型ガソリンエンジンを利用して携帯用の自動鋸は、海拔2000米近い山々にその騒音をひびきわたらせ、伐木造材作業の生産性は2~3倍に上昇した。しかしこのチエンソー(自動鋸)の導入は、国有林野における「合理化」と密接に結びついておこなわれ、なかんずく、出来高払の回賃金制度、不安定な季節賃雇制度と巧みに結びつけておこなわれたために、山林労働者は、このチエンソーの導入によって、いつも不利な労働条件におとしいれられた。

(2)もともと、チエンソーは、そのエンジンの騒音と振動、刃が高速で材を切断していく際の飛散、その重量などによって、これを使用する労働者に有害な影響を与える可能性をもつていた。特に、わが国の急峻な傾斜地を含む山林におけるチエンソーの使用は、この影響を大きくした。劣った労働の諸条件が、この影響をいつも大きくしたことはいつまでもない。「いわゆる白3病」(振動病)は、單にチエンソーの振動によってのみ形成されたものではなく、このような有害な諸条件が相互に結びつき生れたもので、その病像は、これまでよく知られる振動障害の病像と共通したものとまちがへら、わが國の山林労働の特異な條件を反映した発生のしかたを示していた。

(3)チエンソー導入後2~3年、既にこの障害の特徴的な症候群「繰手筋などの白3病変化」「手・腕・肩筋などの痛み・しびれが労働者の間にめぐらし始めた。不安な思いと、合理化の苦しみの中で、昭和36年、まず木曽谷の労働者が、自身の所産する全林野労働組合を通じて訴えの声をあげた。山と谷を隔てた労働者達は、次々におこつていて共通の症候の中に、一つの共通の認識をもつた。それは「職業病」であった。労働者の要求に対し、官林当局は、これらの症候が職業性のものであることを認めなかつた。労働者は自ら山々をめぐり、仲間達の症候とその発生の過程を具体的に調査し、莫大な資料をもとに、これらの症候が明らかにチエンソーの導入を軸とした「機械化・合理化」の産物であるとの確信をもつた。

(4)昭和39年暮、裏木曽と呼ばれる岐阜県付知町の国有林労働者の要求に端を発し、全林野労働組合名古屋地方本部が、私達の労働衛生相談室を訪れた。私達の調査はこうして昭和39年12月より裏木曽を出発点として、愛知、岐阜、三重、富山などの民有林労働者、更に昭和40年の暮から昭和41年の春にかけての木曽谷の調査と発展していった。労働者の約1/4の要求は、「誰によつても否定されぬ職業起因性の立証」であった。私達は、12月の2回にわたる予備調査の中で、(1)労働者の訴える症候の科学的な解釈とその職業起因性を明らかにすること、(2)に、これらの原因を排除し、白3病をぼくめつしていくための方向を明かにしていくこと、(3)に、この調査にひきつづいて、白3病の医学的な病像を明かにし、診断方法を確立していくこと、の三つを 当面の目標と定めた。(5)調査は、付知労働者の積極的な協力と、これに参加した医師・医学生の日ををわらため努力によつて大きな成功をおさめた。集団検診の診断方式の検討のために、私達は、生理学、血管外科学、神経学の専門家の助言を求める。予備調査の資料をもとにして討論をいつしよにおこなつたが、この時にえられた示唆は、この検診の内容を充実させる大きな力となつた。この調査は2週間にわたって続

したが、この前、私達は労働者と多くの学習をおこなつた。学習討論の主題は次々と生れた。即ち、「自らう病とはどういふものか」「自らう病はなぜ生れたのか」「自らう病をぼくめつするためにはどうすべきか」「日本の職業病ぼくめつのたゝかいの現状と問題点」「職業病についての考え方」「合理化と職業病」などであり、それは、参加した医師・医学生にとっても、労働者達にとっても、明日からの実践のための生き生きとした学習討論であった。記憶の結果は、入山を前にして追つた手エニシーユ用一人制の「人制の切りかえといふ合理化」が、労働衛生の立場からみて、いかに不当なものであるかといふことを明らかにした。全国の注目の中で、これまで全国の山村労働者を労働強化にむけられていた一人制作業仕組の導入は、付知の山において遂に阻止することができた。それは、「自らう病」を予防し、労働者の健康をまもるたゝかいの上ばかりでなく、労働者の「くらし」と「いのち」と「健康」をまもるたゝかいの上に、画期的な影響を有す 全国の労働者をふるいだせた。

(6)しかし、本院では、私達が明らかにした「自らう病」の実態と、その病像、その予防について、強く強調を固執した。手エニシーユの振動による影響を、手指のレイリー現象にのみ限定し、この現象は一過性のものであるから問題ではないとし、又、「レイリー現象は先天性がある」といふ学者の意見を引用し、手エニシーユ使用労働者の精神衛生対策をかゝげ、その研究を学者に依頼するといふ態度を取りつけた。私達の、自らう病の病像を明らかにしていく半年間の努力は、このような事実にもとづかぬ非科学的ないいも、専門のよそおいをこらした見解をしりぞけることを意図して続けられた。北陸道から九州にいたる各地で、自らう病の実態調査や、大学・研究所の医師の手によってくりひろげられた結果は、私達の考が正しかったことを証明していた。

(7)昭和40年5月末、労働省が、手エニシーユ取扱者の振動障害を職業病として認めると決定したことは、問題解決における一つの成果であった。そして、この年の11月、全日本労働組合の強い全国的な運動と要請、そして、自らう病実態にとりくんでいた研究者の活動の結果におかれ、人事院は、振動障害基準研究会を用いて、自らう病の職業病認定についての基礎的な検討を始め、法制的な改正の原案を作成した。

(8)一年にわたる全国的な、労働者の自らう病ぼくめつのたゝかいは、 最しい合理化の中で自らの生活と健康をまもる労働者の自主的な思想と活動を育てあげた。「労働者の健康は医者がまもるものではない。労働者の健康を破壊していく合理化をはねかえし、要条件を改革していくことによつて初めて健康はまもることができる。それこそ、労働者の仕事ではないか」国有林労働者の中で、この思想はしつかりと根を下し始めたのである。労働者の経験より発したたゝかいの中で、労働者は自分をきた之あがる科学的な思想を身につけたといえる。

(9)又、自らう病の職業起因性を明らかにし、その診断、治療、予防のために努力をつづけてきた研究者の努力は、振動障害の科学的な追求を発展させる上で大きな役割を果した。そして、この研究活動の成果を、労働者の自主的な努力と結びつけて発展させていったことは、わが国の科学運動の中での貴重な体験であったといえる。労働者の健康をまもることを使命とする学ぶる、それですむる研究者たる、今日の時代においてもたねばならぬ基本的な態度について、私達は、この一年間に労働者と研究者のたゝかいの経験は、貴重な教訓を教えてくれたと考えている。

## 10. 炭鉱災害の社会医療的問題 — オ 3報 三池CO中毒後遺症患者の医療と社会復歸 吉田穣彦（大牟田地評診） 細川 汀（廣西医大 行生）

昨年の総会において、昭和38年11月9日三井三池炭鉱に起つた炭塵爆発が「高度經濟成長」ための「新陽産業」の「合理化」政策の結果であり、会社側の事故状況の判断・予防具および避難訓練・救援隊の活動性・救急および医療体制などがきわめて不完全なために、458名に及ぶ死者のほか約700名の急性CO中毒患者を発生させた事を分析検討した。しかもこれらの患者はCOガスを午～15時頃も吸入したために、多様の自覚・精神・神経・身体症状および多種の後遺統発症状を呈しており、全体としては徐々に回復を示してはいるが、災害後2年半を経過した今日なお患者の太半はなお医療および社会復歸訓練を必要としている。すなわち、①失外套症候群をはじめ重症な身体・精神・神経症状を呈し、予後がきわめて不良で、一生労働が不能または困難と考えられるもの、②身体（頭痛・性欲減退・胃腸障害・四肢痛・高熱発作・心障害）・精神（痴呆・人格低下・興奮）・神経（筋強直・振戻）・統合（視器聴器障害・糖尿病・高血圧等）症状が著明であり、軽易な労働しか不能または困難と考えられるもの、③自覚症状（頭痛・物忘れ・いろいろ・疲れやすいなど）がよく、大部分が何らかの他覚的（脳波・眼底・心電図・聴力・神経機能）所見を伴っているが、医療および社会復歸訓練の効果によっては正常の労働が可能と考えられるものの3種に分つことが可能である。

政府（とくに労働省）・三井鉱山・および政府医療委員会（とくに九大精神科・労災療養所）の意見として示されているものをまとめてみると、①に対しては災害後3年に亘る症状固定を理由に労災補償法による保障の打切りと長期補償への切替えを行ない、②に対してはその症状に応じて、その一部には12ないし14等級による打切り補償、大部分には「入院をさせることが一定の状態を固定化させるため、治療上」職場復歸を急いで実施する方針のようである。そうなると、①の人々は会社から整理され毎月15000円程度の療養補償しかもらえないために家族全体の生活が破壊されることになり、②の人々は打切り又は障害補償によるわずかの金額だけで鉱内作業に従事させられ、その作業に耐えられないばあいは整理の対象になることになり、③については強制的に坑内作業につかせられることになる。しかも、鉱内の労働強化は「災害前」より一そう強まっており、作業環境も高温などを含めると改善されていない。（これは小災害が減少していないことからも分かる）。

そのような処理をするために、すでに政府は看護手当の算定と補償認定基準の作成を5月頃に実施する態度を示しており、また労災療養所は大量患者の退院を勧告している。このような動きに対して三池労組（オ1組合）とそれに所属する患者はつよく反対している。

ここで社会医療的に重要なオーネーの問題は、このCO中毒患者の実態に対する正確な把握である。とくに症状の把握では三大率のあいだでも、また新医協・民医連の医師とも明確なくいちがいを示している。ことに、黒岩教授（九大）は「退院の進んでいないのは重症なことと反対の強いこと」をあげ、「入院患者の方が通院患者より症状が軽快している」ことを理由に大部分は「神経症の原因を否定することが困難である」としている。しかしながら、①職場復歸者のかなりの部分が再び療養していること、②これらの症状が他覚的な諸検査によってもうらづけられていること、およびその異常発現率が自他覚症状とほぼ一致すること、③自他覚症状が、被災時のガス曝露時間、在鉱中の症状（昏睡など）、年令、およびその後の医療状況に相應していること、などから、これらの臨床症状をCO中毒後

遺症と考えるべきである。また後遺症状についても、医療委員会はじつと無関係と判定しているが、文献上みられるもの、あるいは医療的に有意のものについては後遺症状と考えるべきであろう。もし、「神経症状」または「退院反対」を問題にするならば、その原因を除くためには①医師と患者の信頼関係をよくし②医療と生活に対する不安をなくし③組合間の差別をなくすることが先決である。

オニの問題は医療と社会復帰の体制である。症度認定、従って治療方針が医療機関によってくいちがいのあること、社会復帰訓練とくに機能回復訓練がもっぱら「敏捷で器用な活動」を目的とするスポーツに偏しており機能回復の評価方法が確立しておらず、また専門的なりハビリテーションが配置されていないこと、通院患者の中にも要入院患者の存在すること、のため医療体制が確立されていない。黒岩教授は「大部分が元気に運動している」事を強調されているが、知育・情操・生活訓練の不備なこと、正しい診断と見通しに立った目的設定のないこと、医療以外の専門家を含めた社会復帰体制の不充分なこと、患者自身が積極的に受けけるものでないこと、これらの点を早急に改善整備することなしに、医療および補償の打切りをすることは正しくない。

オ三の問題は、労災補償法の不備である。現行の労災補償法において①3年という打切り期限が実情に合わないこと、②精神神経系の障害の評価が不適に低いこと、③療養・休業・障害補償とともにその額が(併せ金と併せて)低いこと、④後遺症とくに神経症の認定が不明朗であること、⑤患者が医療機関を選ぶ自由が保証されていないこと、などの欠陥がある。従って三池の後遺症患者の保護のためには、①労働不能者に対する解雇制限と完全な生活保障②一部不能者に対する適正な作業配置(賃金を均等化することなしに)③家族扶添を要するものの看護料支給④適切な医療と社会復帰、転業補導訓練体制の完備、が必要であり、これらのための法改正ないし立法化が必要である。

以上の諸問題を解決するためには、いくつかの条件が作られることが前提となるであろう。すなわち、オ一にじつ中毒後遺症に関するすべての調査研究の自由な進歩が保証され、異った立場・分野における医師・研究者が医療的な意見を交すための努力をすることである。労働組合に偏見をもち、異った立場の医師との詰合いを拒否している一部の人々の反対を求める。また各学会がこの問題に立ち向かって消極的であることを打破る努力が必要であろう。オニに、全国の労働者と労働組合がこの問題を自分達の問題として受けとめるためには、災害を突発的なもの・不可避なものとみて現実の労働条件との開拓で追求しない傾向、企業意識にあざわいこれ安全衛生は労使で一致出来るという協調主義的傾向、頻発する災害や疾病にならざれ慢性化している傾向、運動の基礎を広場においていために基本的な権利斗争に重きをおかない聖清主義的傾向、などを克服することが必要であろう。オ三に労働災害や職業病が頻発しているとき、「合理化」政策の犠牲になった多数の労働者の保護が、労働者の生命と健康、生活と権利を守るために当面もっともさせまつた問題であることを広汎な国民が理解し、その崇高な「人間性」を發揮した協力と支持の声を結集することであろう。これらのことをお三報として報告すると共に、誤った医療的判断や会社および行政上の措置から労働者の生命と健康を守るために、多くの医療関係者の種々の面での御協力と御援助を訴えたい。

(註) 黒岩教授の意見は「労働の科学」1966年1月号掲載論文を引用した。

## 11. 行生学からみた「公害」問題の史的考察

(阪大・行生) 藤森弘・水野洋

太田秀策・水質汚濁などの「公害」問題は、今日突如生じてきたものではない。明治の資本主義形成の初段階から日本型特長をもって生じてきている。行生学からの史的考察の必要性は、一つは「公害」の形成過程、被害状況、行生学者などの取り組みや方針などの関連の中から、現状に対する指針を見出すことである、一つは現実の「公害」調査、特に医学的、行生学的調査の中に、丁寧的な面からその地域が如何に被害をうけてきたか、その「公害」の真の原因は何かを追求する方法を含ませることである。こゝでは「足尾銅山事件」を中心にして考察をおこなう。

明治10年、古河財閥は折木景足尾銅山の監督を手に入り、20頃から足尾銅山の排水が渡良瀬川を汚していく。12年の大洪水で川底が浮き上がり農漁民は不審を抱いた。翌年景足令溪川脇親が「2次川の裏、行生に害あり」と川奥捕獲禁止令を出した。足尾は住友財閥の別子銅山とともに生産量を大きく、全口銅生産量は明治13年には鳴川最盛期を上回り年産5000トンに近く、10年後の23年には18000トันと2~3倍以上の伸びを示し、33年には23000トันに達した。足尾も16~18年頃には日本一の銅山として盛況ぶりが報道されていた。だが矢中とうらはらに「春以来香夷多く人々不審に思う間に、本月中至り多くの香夷は悉く疲労し…斯かることは当地にて未常有のことなり人々皆足尾銅山より丹禁の氣流去せりに因ると言ふ」(明18.8)事態は、丁點、近年には漸々に薄じ、本年には一月もなれど11月までに至り…足尾銅山ますます開けて銅煙水蒸に罹るより此結果を束ねざるやうだん」(明20.8)事態へ直展いた。農漁民はその川水汚染、川底の漏水を足尾銅山に原因ありとみた。2の向、14年足尾で因人労働が始まり、17年に製錬所操業開始、23年4月最初の水力発電所が完成している。

渡良瀬川の源流の山地は蒸らす水素度が河水をひきおこし、田畠は死水死瓦。農作物の被害も甚しくなり。23年秋 被害住民は「24を農商務大臣に申告して足尾の鉱業を中止するが乃至は鉱場使用の水を他へ漏泄せしむるか、二者其一に如くを請うん」とす了「公害」反対運動があつた。2の時小林、乙「足尾銅山鉱事問題」が世人に明らかにされ、11月から年暮まで23,4年12月、公害発生を察して113か、発端は決してこの時兵ではなかつた。23年8月医科学行生学助教授坪井某郎は帝大の命をうけ足尾銅山に赴き、銅山の調査を行つた。一方農商務省在官は被害住民の要望で土壌調査を行つて「足尾銅山鉱業渡良瀬川沿岸被害事情」といふ地元印刷物に調査結果を発表、「圃地に植物の生育せざるは恐らくは土壌中銅化合物が存在するに因るやう」と述べている。

23年衆議院議員に選出された田中正造は、地元の「公害」問題を重視(翌年12月の帝大講会ではいよいよ鉱事問題に関する質問をして、彼の鉱事問題と終生いたがち出来事となつた。銅山局長の答弁以下通り)。「農商務省は其の取扱は十分はれていた。被害人民の損害はえ兼損害賠償によつて取扱すべき行政官庁は何等処置すべきとはない。示談が整わなければ裁判すればよいとした。公益を害するから鉱業を停止すべきだとつづり、公益の害は賠償出来ないものに対するのである。古河渡良瀬川沿岸の被害は依然足尾銅山から派出する鉱物のためだとても、足尾銅山より生ずる公利は、被害地

の損害より遙かに大きく充分損害賠償にて取消し得たが故に。農商務大臣の答弁は「沿岸の耕地に被害があることは事実だが、原因はまた一推測ではなく目下専門家の調査調査中であり、鉱業側は除害設備の準備をして」といつてゐる。

大洪水は11より激しく、鉱事地帯は甚だいため、29年被害住民は大集会を開き、30年3月の第一回大挙上京以後、千度ばかり抗議と陳情に押しかけた。それは單に健康に害があるからといふより多く農漁民の生存权を侵すものに対するものである。30年、坪井次郎は政府の調査委員に任命された。入浴は「所謂鉱事の人体に及ぼす影響は、未だ直接免責を主としないとはいひが、又末慢性銅中毒症に関しては、猶判明せたところが多いから...引蔵を研究することの最も大切」だと述べ、坪井は「農作物葉類に害事を与えてゐる。高等動物、人に対するものは少量なり有害作用を呈するわけがないが、人体に不要だから食物中にキシムオナガイ、たゞ極少量の銅でも長年日攝取すれば、新陳代謝に害を及ぼすかも知れない。」と説論する。医学分野で鉱事問題を取上げたのは日本医学会であり、同会誌191.190合併号(昭35)は「鉱事論集」として上記二報告や農学者の調査報告を全特集している。この以後医学関係者の調査は見当つたが、あとは被害地有志が各村の生死有調査を行い、漸次死や病が増加し、既死歿者や死産が多いことを見出している。

昭和33年十四回目の大挙上京でモンストレーシヨンを凶徒団聚罪として多数逮捕された。行政は被言者を取立てるが、而して押収した。20夏鉱毒有志会は決議した。第一は、濁良瀬川の水を清めて多数人民の生活を回復せよ、第二は、運動の指導者田中正造は翌34年、講会活動の中では竟遂去東洋へ詠言を辞し、その年末自ら天皇に直訴した。これは眞理を天皇前に示すことを、彈圧と分裂を更に加へてせた。最も抵抗する、被害の多い谷中村を大洪水を防ぐ一苦心之作、大洪水を一ためにといふ官側の目的のため土地を買収して河川改修工事を行なうとしたが、住友別子銅山で大明治26年頃から煙害による農民の反対運動があり、38年四阪島に製錬所は移され、農民のたゞの移戻ではなかつた。以上が足尾鉱事事件をめぐる社会学上から歴史的考察であるが、明治以後の「公害」事例と同様検討して、現在からいへば2か3以下のことを見出すことが出来る。

①「公害」を歴史的考察すれば全て、單に人の命や健康に影響を及ぼすからではなく、人の社会生活を害していくものである。②「公害」の発生は資本主義の発展の基礎にある生産の効率化増産によつて生じたものである。資本蓄積一殖産興業が唯一の目的である資本や、それをもつて進む子供家財力など、つまりは以前に、既に多くの被害が住民の上に加えられていた。社會問題化された時に被害態は進行していく。そこには「公害」を主に人の命や健康に影響を及ぼすものとしているからである。③医学的、社会学的「公害」調査研究が、たゞ人の命や健康の社会的生活にふくむと個人個体への影響をとらえていたりまだないが、「公害」の加害因子が人体の特徴の置官に及ぶ影響のみを計る方向に進んでいく。④人体に影響を及ぼす時真は「公害」の最悪段階であり、既に社会生活に侵害され、被害住民はさまざまな反応をおこしている。調査研究にあたるもののがこの段階に考へるが、役割を果せざるかの鍵である。⑤被害住民により「公害」の解決は被害をたゞすむ探査するか操業停止のいずれかである。この見地に立て住民の主体的な運動がはじまる。⑥「公害」問題は社会生活の侵害である以上現象的には地域的で、全人口の問題である。(以上)

# 12 交通災害の発生要因

- 大都市における自動車災害の事例研究 -

東田敏夫・中平進一(関西医大・公衛)

近年、都市、農村を通じて、交通災害、とくに自動車災害が激増し、深刻な模相を呈しており、自動車災害の防止は、公衆保健における緊急な課題となつてゐる。

自動車事故の発生には、Man(運転者)、Machine(自動車)、Environment(道路)の3要素が関係するが、それらがどのように災害の発生をもたらすか、そのいづれが主導的な原因であるかを的確に分析し、把握しなければ、有効適切な交通災害防止対策をすすめることはできない。また日本の交通災害は歩行者、とくに幼児、老人の犠牲が多いが、その原因をつきとのなければならない。

私たちは、都市における自動車災害の実相とその発生要因をつきとめるために、大阪府下において自動車災害頻度オ2位であり、口道1号線をもつ守口警察署管内地域(守口市、内裏市、入家密集地域と新開工場地域がある)において昭和39年1年内に発生した自動車事故に関する事例研究をおこなつた。また大阪市22区住民の自動車事故死亡を地区事情を参照にして比較検討した。

## I 自動車災害の事例研究

昭和39年守口署管内自動車事故1961件のうち、要治療2週間以上の負傷または死亡事故481件を対象とし、口道1号線、その他の口道、府道、市道の4路種にわけ、事故発生時刻、オ1原因者(加害)車種とオ2原因者(被害)車種または歩行者、加害者および被害者の年令、事故態様、加害者の身心状況等につき、精査検討し、あわせて好発地臭の特徴性を検索した。また被災者の負傷部位および程度を検討した。

1 自動車災害における弱肉強食現象： 加害者の40%は貨物車で占められ、普通乗用車、軽三・四、自動二輪は各々20%であるにたいし、被害者の34%は歩行者であり、自動二輪20%、軽車輛14%であつて、加害者の過半数を占める貨物車および乗用車の運転者の被害は20%に達しない。また負傷率および負傷の程度も、歩行者は最も大きく、軽車輛、自動二輪これに次ぎ、乗用貨物車、軽三・四の運転者の負傷度は前3者にくらべるとかなり低い。

2 自動車災害の発生状況は、路線および地臭によりかなりの格差があり、自動車事故の防止には、各路線における特殊性を把握するとともに、好発地臭を検索する必要がある。

3 口道1号線の場合： 車対車事故で頻度の大きい事故態様は、交叉点における右折および出合頭と直線路の追突事故である。また夜間ににおける事故発生率は高く、交通量を参考にすると晝間ににおける発生率の3倍と推定され、とくに歩行者の被害が多い。

これらの事情は、口道1号線では自動車交通量が近年激増しているにもかかわらず、路巾にゆとりがなく、平面交差点があり、また車道と歩道の区分と横断歩道が明確でなく、加えて夜間照明が不足していたことが事故の多発をまねいていた有力な原因であったと考える。なお長距離運転者の過労、居眠が誘因となっていたとおもわれる。

4 住区道路における自動車災害： 調査地域における自動車災害の半数は、市道および府道で

発生しているが、とくに市道、府道の事故は学童、老人の被害が多い。オホ原因者(加害者)には貨物車が比較的多い。住区において歩行者の被害が頻発することは、もともと自動車交通を予想しなかつた住区地域へ、自動車とくに貨物車の運行が激しくなった所であるが、この地区は居住密度が高く、子供の遊び場も少ない下町住区であり、その上、小零細商工業が混在し、加えて最近は、近くの国道1号線その他の車道との通路域として、周辺の主要道路の過密により、「バイパス」化している住区道路もあり、自動車の無秩序な横行に委ねられ、もはや住民の安全意識、安全行動の限度をこえているようである。また、市道、府道では、車対車の出合頭衝突・接触が多く、好発地点がある。これはもともと、路巾がせまく、見透しがわるい住区道路へ自動車が侵入したためにおこる不可避事故であるといえる。

## II 大阪市22区住民の自動車事故死亡率の比較

各区住民の自動車事故死亡率(昭和35年)を、各区における昼間人口并夜間人口比、職業人口構成、区民の1人当たり畠数(昭和35年)などとの関係を比較検討すると、1人当たり畠数3畠未満の過密居住地区(低所得現業労働者の構成比が大きい)の8地区は、いづれも、1人当たり畠数3.5畠以上の住区および都心区(中間層の構成比が大きい)の6地区よりも、自動車事故死亡率が高い。このことは、交通災害の危険にも階級格差があることを示しているが、具体的には、商工住の未分化のままで、過密で、劣悪な居住環境にあり、子供の遊び場もない下町の市民生活が、はげしい都市企業活動による自動車の横行によっておびやかされている姿である。

## III むすび

近年における自動車災害増加の主な原因是、自動車交通量の激増にたいし、これを収容すべき道路の整備がいちじるしくおくれているためである。これが都市化、産業化がすすむにつれて、わが国に伝統的な都市計画の欠陥とあいまつて、ますます顕著となってきたものである。主要自動車道路、とくに高速道路は近年遅ればせながら、建設事業がすすめられているが、住民が日々居住する住区とその身辺における道路の整備はいちじるしくたちおくれている。一つは自動車道路の不足と、また一つは商工住の未分化が劣悪な都市生活環境における必然的な現象として、自動車交通量の増加が、住区における交通戦争となつて現れている。その結果、車対車事故の増加とともに、それ以上にとくに幼少年・老人の被害を増加させている。みのがすことができないことは、その根底には市民の居住権の無視が関係していることである。やしたり住区における自動車運行の規制と安全歩道の確保、歩行者優先の原則が確立される要があるが、基本的には道路整備のみならず、市民の居住権の保障が不可欠な前提であり、これなくしては市民を交通災害から守ることは困難であろう。

### 13. 水俣病の社会医学的問題

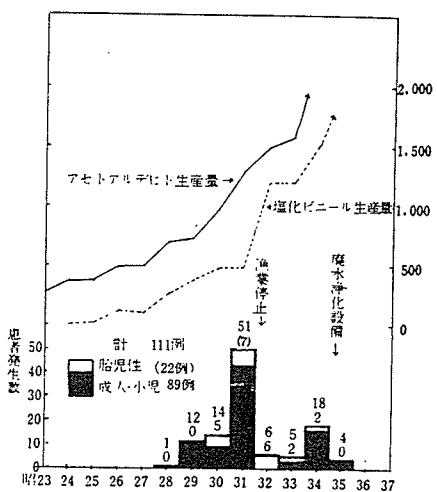
熊本大学医学部公衆衛生学教室

野村 茂・二塚 信

水俣病は、水俣湾といつ特殊な地理的条件において、住民の在来産業である漁業と、勃興した巨大な化学工業の接觸に発生をみた現代的な疾患である。本疾患は病理学的には、大脳皮質神経細胞障害・小脳の顆粒細胞損害などを主徴とする中毒性脳症であり、疫学的、臨床医学的、病理学的検索によつて残存水銀中毒であることが明らかにされ、当地域の工場廃水によつて汚染された水俣湾産魚貝類を多量摂取したことに由来するメチル水銀中毒であることが確かめられた。なお、これら魚貝類を多量に摂取した母親から生れた小児と、脳性小児麻痺症状を呈するものを胎児性(先天性)水俣病といふ。昭和28年12月の1例以来35年10月発症の症例まで、約7年間に111名(胎児性22名)の患者発生をみ、その後の発症はないが、昭和41年3月現在41名が死亡している。(致死率36.9%)生存者70名の内訳は、入院中27名、自宅療養36名(うち就業者10名)、その他17名である。予后は不良で、完全に治癒したものは殆んどない。水俣病の発生は、多くの学問的な課題を呈示したが、一方、必然的に広範な政治的、社会的問題を伴つてゐる。九州の一角におけるこの疾病が国内外に注目された理由の一つは、その悲惨な中枢神経症状であり、また、その原因が化学の進歩の産物である有機金属化合物であることによるが、一つには、この事件が、近代産業と政治のあり方について本質的な問題に根ざしてゐる点であろう。本疾患の発生は、ただに工場廃水中の水銀化合物の問題ではなく、公害のあらゆる可能性について、そしてその被害について、対策を再検討すべき示唆を与えるのである。本報告においては、水俣病の発生に、公害問題の階級性がどのように現われたのか、本疾患の原因究明と对策の実施の遅延となつたもの、推進力となつたものは何であったか、どのような状況で補償問題が進められたか、そして、本疾患に関する学問的活動は住民の生者とどう結びついたのか、などの点に焦点をあわせて、水俣病に関する社会医学的問題を考察したいと考える。

水俣市は、野口コニツエルニの故郷として、ここにカーバイト工場が設立されて、寒村から工業地域に発展した。市税収入の57%、1億9百万円を新日窒工場の固定資産税と、従業員の市民税に依存している。当時の工場従業員3,600名は同市協組員の12倍に相当する。このことは、又、工場公害防止及び補償斗争が、当時、市民運動になり得なかつた一因でもあった。患者発生89ヶ所の中51ヶ所が漁業であるが、これは昭和30年度の水俣市の漁業318ヶ所(昭和35年には168ヶ所)の16.0%にあたり、本疾患は漁業に密接に関連して発生しているが、貧困者で、自らが獲た魚介を常食としていた者、子供で、カキなども肉食として摂食したものが多く罹患し、網元は1ヶ所に過ぎない。(患

工場におけるアセトアルデヒド、塩化ビニールの生産量と  
水俣病患者発生状況の推移



者市帯の市民税課税額は戸別平均割戸300円が44%、特別額は7.9%)水俣病協の水揚げは28年まで45万キロあったが、事実上の漁獲禁止によつて32年には3.7万キロと12分の1になつた。一方、28年に月産150トンの日星工場の塩化ビニール生産は、32年には1,200トンと飛躍的に伸びてゐる。31年は患者の最も多発した年であるが、熊大の流行調査の結果に基き、住民に対して港内の漁獲禁止に関する行政指導のみが行われ、工場で本格的な廃水処理施設を完成したのは35年1月で、患者発生は36年以後にはみられなく。34年7月熊大の研究班が工場廃水中の有機水銀を原因物質として発表したが、同年8月、当時、市民、工場労組から抗議していいた漁民らの工場への乱入があり、同月末、漁業一時補償として3,500万円、年額200万円の继续支出来「過去の工場廃水が水俣病に關係あつたことがわかつても一切追加補償を要求しない」条件で決定した。つゝで、同年12月31日、患者遺族と互助会幹部の坐り込みによつて、疾病補償の調停額が決定した。すなはち、死亡者には10万円に発病から死亡までの年数を乗じた額に弔慰金30万円と葬祭料2万円を加算した金額を一時金として交付、生存者には発病から34年までの年数を10万円に乗じた一時金と、毎年10万円。未成年者は基礎額を3万円とし、成人と同様の計算で算定し、成年に差すれば5万円に増額する。このようにして当時約3,000万円が疾病補償として工場から支払はれたが、会社は、これを補償金ではなく道義的見舞金であるとしている。これらに関する法的規制を欠いているところが、こうした会社の態度を作らる一因である。その後、昭和40年2月に金額の上2若干の改訂が行われた。また、漁協とは35年に新しい補償を決定した。すなはち、失業している漁師達を日星の自己工場へ30~50名、下請けに若干名、漁業振興会社設立資金5百万円を支払い、水俣湾30ヘクタールを埋立て、その一部を無償で漁協に提供するというものの、現在進行中である。水産庁の資料によれば、工場廃水に生活排水を貢献している漁民は全国で12.8万戸(昭32)であったが、産業発展と共に增加の一途を辿り、多くに化學、紡績、金属などの花形産業ほど汚水被害を多くしてあり、付随する紛争も、国家聖帝政策の食いつき政策の工場偏重が問題を一層深刻にしてゐる。この場合、主として工場の立場から、現金補償から漁業転換政策とか干拓政策に眼が向けられてゐるが、水俣湾の場合、背後地900ヘクタールの豪雨と台風時の高潮防止の調節地を残すと耕地面積不15ヘクタールにしか見込めず、干拓政策は事実上成り立ち難い。地方自治体が工場をやわらかく作られた公害条例などではなく、実質的存補償及び行政指導を裏付ける立法が望まれる。疾病補償も、これをうけるために、生活保護を受けることないボーダーライン戸に沿ひどの市帯をおこしむ結果になつてゐる。患者治療の公費(国県市の1/3負担)で、国の補助は治療研究費の名目で厚生者が負担しているが、大蔵省は治療研究費の名目出資に充てし、打ち切り直前にある。治療費に国の補助金がでることのない原爆病患者だけであるが、治療費に補助金があるよう法律改革をする以外にその対策はない。まして軽症患者の社会復帰政策は重病患者のための施策と共に全く放置されてゐる。水俣病の発生はその発生の当初から、患者の治療、社会復帰の現在まで、国の聖帝政策と公害政策、社会保障の欠陥を露呈しながら今日に及んでゐる。その間、被害をうけた住民のより處になつたのは、科学的研究の成果であったが、研究の進行にも今日の資本主義体制下の必然的な矛盾が障害となつてゐる(例えば漁業者と厚生省などの対立・日本化學協会の動き、聖帝団体の圧力・中央政治と地方自治など)ので、それらの点にも触れつつ、住民の健康と生命の保護に実力を持つ公害法の整備を要望したい。

# 14. 新潟県阿賀野川沿岸部落に 発生した有機水銀中毒症

新潟県衛生部

北野 博一

## 1. 疫学調査の結論の概要

- 1) 本集団発生は患者の臨床症状、病理学的所見および頭髪の水銀検出から水俣病類似の有機水銀中毒症と診定された。
- 2) 本発生は昭和39年8月から昭和40年7月までの1カ年内にわたり患者26名（うち死者5名）が認められた。
- 3) 発生場所は新潟県阿賀野川下流の沿岸部落で、同川の川奥と多量に攝取した者のみに認められた。
- 4) 患者と健康者との川奥の攝取量の間に大差を認めた。
- 5) 川奥を食べた世帯を中心として多数の猫および犬の死亡および行方不明が認められた。その死亡は患者発生の6ヶ月乃至1カ年以前からみられた。
- 6) 阿賀野川流域の各部落民に対する健康調査によって下流の患者発生部落から上流の津川町一帯にかけて、手足のしびれ感と主訴とする有症者が認められた。
- 7) 上記有症者の精密検査および頭髪水銀量の検査から水銀保有者（200 ppm以上）を発見した。妊娠婦中にも水銀保有者が認められ、新生児中に1例脳性麻痺を疑わしめるものがあり経過観察中。
- 8) 阿賀野川で採捕された川奥からは水銀を多量に検出した。
- 9) 発生時期が3月で、新潟地震と津波による阿賀野川の河床・水流等の変化、その後に引き続きた集中豪雨による大増水、川口附近の塩水楔など魚族の生態の変化が本発生に関与していると考えられる。
- 10) これがにしても阿賀野川の河水の水銀汚染が原因となり、上記条件も加わり、特定の時期に多発したものを考えられる。
- 11) ガスクロマトグラフィによる頭髪および川奥の水銀分析によりメチル水銀が確認された。従って本発生はメチル水銀中毒と考えられる。
- 12) 患者についての調査から医薬品使用によるメチル水銀中毒は否定され、地震による農薬倉庫の被害調査、阿賀野川流域の農薬使用状況調査等から農薬によるメチル水銀汚染は否定された。
- 13) 水銀汚染源の調査により、阿賀野川河口より60 km 上流のA工場と河口附近のB工場の2工場が水銀を觸媒とするアセトアルデヒド合成工場であることが判明した。しかしA・B両工場とも昭和40年1月にアセトアルデヒド合成部門を閉鎖したことも判明した。またA工場の廃水は阿賀野川に排出されていたが、B工場は新井郷川から日本海に放流されていた。
- 以上のような諸事から閉鎖直前のA工場内のアセトアルデヒド合成工程中に生成したメチル水銀によつて阿賀野川の河水が汚染され、川奥を汚染し、川奥の体内でメチル水銀が蓄積し、これららの川奥を大量に攝取した人達にメチル水銀中毒症が発生したものと推測される。

## 2. 事件解決のための地方自治体の能力と努力

初発患者の発病は昭和39年8月下旬であったが、脳血栓症の診断名で開業医の診療で同年10月29日死亡しており、疫学調査の結果、後日把握されたものである。県衛生部が新潟大学医学部から阿賀川下流沿岸部落に水俣病類似患者が散発してゐる旨の通報を受けたのは40年5月31日である。この時、大学病院で把握していた患者は4名であった。これらの患者はすべて新潟市（政令市）の住民であったが、当初は農薬中毒と疑い、農薬使用状況を重複にて県および新潟市共同で調査を開始するとともに、患者発生部落を中心に附近住民の健康調査の準備に入った。

残念ながら水俣病についての知識は乏しく、県内の水銀使用工場の資料も皆無であった。調査体制が或程度整った6月12日に本病発生について公表したが、この時は患者7名うち死亡2名であった。その後の調査で初発患者の発病時期が前年の8月下旬であったことが判明したのであるが、マスコミは故意に本病発生と長期間いんべつしていたと非難され、民主団体が攻撃され上げられた。

調査範囲が新潟市以外の町村にも及ぶことと事件の重大性から、県および新潟大学医学部が主体となって研究本部を設置して原因調査および患者の発見治療に当ることとし、対策本部も設置して諸対策を円滑に処理することとした。6月14日以降は厚生省の協力も得た。これが調査研究費9,639千円の支出をさめ、直接研究をするところにはなったのは9月3日である。

この間、患者診定のための頭髪水銀量の測定は一部大学神経内科医局で実施されたが、1千名以上の住民頭髪は国の援助で放射化分析により、また多種多量の川魚・植物・泥等は国立衛生試験所へ送付され依頼した。県衛生研究所は前年の地震に被災し未復興のため河川水・泥の一部しか分担できなかった。住民の健康調査と川魚攝取調査および犬猫調査等の疫学調査は県の段階で可能であった。

ガスクロマトグラフによるメチル水銀の同定は国の研究班のメンバーによって実施された。

### 3. 県民の態度と自治体行政官の態度

一般県民は一種の公害として受け止め、その深刻さに驚いた。原因の早期究明は県議会に於て再三要望され、昭和41年3月24日国の研究班の中間報告の結果が報道されるや、再び水俣と同様に迷宮入りではないかと危惧している。物・心両面とも苦境に立つてゐる被害者は憤りと行政当局にぶつまけ立てる。しかし一方本病の原因となつた川魚の攝食については危険であるとして現在（41年4月）も禁止しているが、こゝで採捕攝食する者も居り、再度嚴重に注意した。住民の無頓着さは行政指導の不徹底だけではなく、原因探求の調査研究に際して県医師会の十分な協力が得られたが、地元開業医及び病院からは積極的な患者通報はながつた。これは有機水銀中毒についての認識の不足のためである。

猫の発病が水俣病の前兆としても、患者発生前にこれらの異常にについて情報なり、異常な症状の患者発生の情報が保健婦等の耳に達しなかつたのは何故か。やけどもさきにえずはあつたのが等についても反省しなければならぬ。しかし5人もの人命を失い、多くの後遺症が出た今回の事件の原因究明は水俣事件の貴重な経験を生かして行われなければならぬ。それには一自治体行政官の能力に余るもので、多くの人々へ協力援助を俟たねばならぬ。なんとしても突きとめるという熱意だけは人後に蘇らぬとしても目的達成は可能なだろうか。方法論の選択も十分考慮すべきはならぬ。住民の利害と最も身近がに反映しなければならぬのは市町村で、県は市町村の援助をするのだとする意見も出でる。刑事案件とはなり得ないだろうが、民事訴訟はどんな形で進めたが良いかも問題である。

## 15. 水島地区公害調査活動の経験より

岡大医学部衛生学 大平昌彦 青山英康 丸屋 博  
水島協同病院 木暮 理

### 1 はじめに

岡山県南部水島工業地帯は、昭35年頃から造成が始まり石油化学コンビナート（25社中9社）製鉄重工業（25社中4社）地帯として急激な開発が行われている。

水島地区の風向は図のごとくで、PbO<sub>2</sub>法によるSO<sub>2</sub>測定量は、福田、呼松、広江地区に甚だ多く。

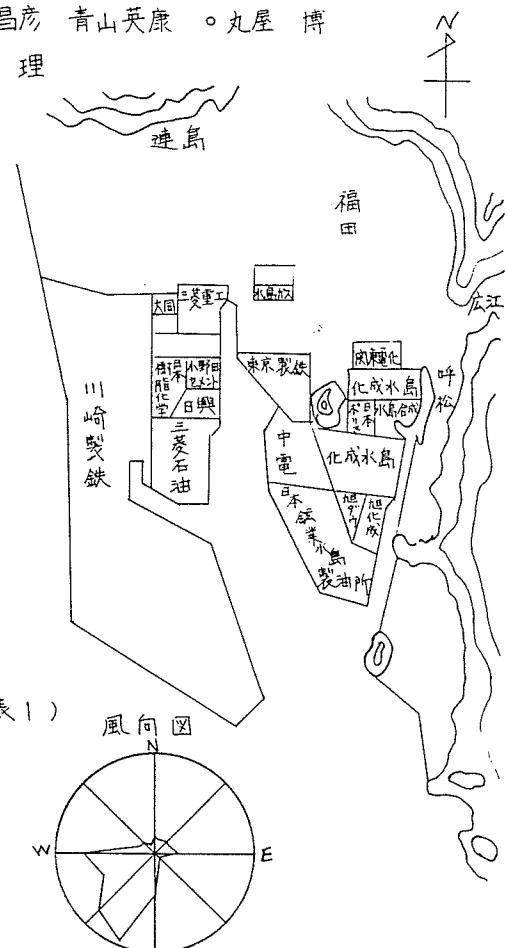
### 2 公害反対運動の発端

昭38年、オナ回社医研、岡山開催は地との公害に対する認識を高めた。

昭39年、化成水島の操業開始により呼松町民は、悪臭、騒音、光、等により町民大会を開き、工場閉塞要求、抗議デモを行う。—公害対策委員会誕生—

水島協同病院が、20才以上の呼松地区住民に、そして対称として連島地区住民にアンケート調査を行った。（表1）

	呼松		連島	
	実数	百分率	実数	百分率
1. 目がピリピリする	65	28.3	10	3.5
口、涙が出る	42	18.6	13	2.7
ハのどがしづらさを感じる	76	33.2	6	2.1
二. のどが痛む	87	38.5	6	2.1
木からせきが出る	55	24.3	7	2.4
へ、鼻汁が出る	29	12.8	6	2.1
ト、たんと咳が出る	38	16.8	5	1.4
子、喘息が起きた	15	6.6	1	0.3
リ、胸をしあつけられる	53	23.5	3	1.0
ヌ、息苦しい	102	45.1	4	1.3
ル、食欲がわろくなつた	93	41.6	23	8.0
オ、吐き気がする	65	26.9	3	1.0
ワ、嘔吐した	20	8.8	1	0.3
カ、下痢した	21	9.2	9	3.2
ヨ、皮膚がかゆかたり赤くなる	51	22.6	22	7.7
タ、頭痛や頭重感がある	145	64.1	21	7.3
レ、めまいがする	63	27.9	16	5.6
ソ、全身がだるい	125	55.0	34	12.0
ツ、眠れない	121	53.5	12	4.2
調査件数	226		287	



### 3 調査方法及び結果

協同病院で行った調査は、呼松工ビソードとともにるべき時期の調査であった。昭和40年夏、われわれは再度、呼松及び連島両地区の調査を行う必要ありと考えた。そこで呼松、連島両地区的高令者層（45才～55才）を住民票より抜き出し対称に選び、かつまた同じ地区学区の福田中学、連島中学の3年生を調査対象とした。

呼松：対象人員 291名 うち 173名受診

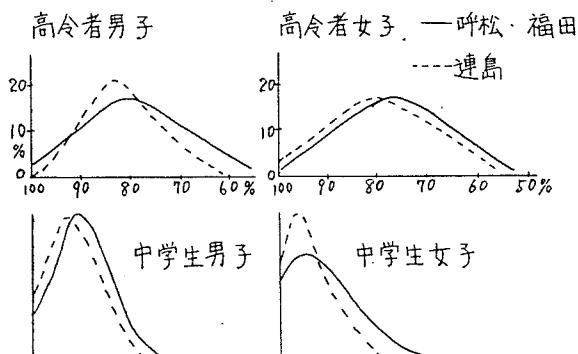
連島：対象人員 251名 うち 136名受診

福田中学 105名； 連島中学 127名

② O.M.I.によるアンケート調査を、個々人に面接して行った。調査結果は図2～5に示す。

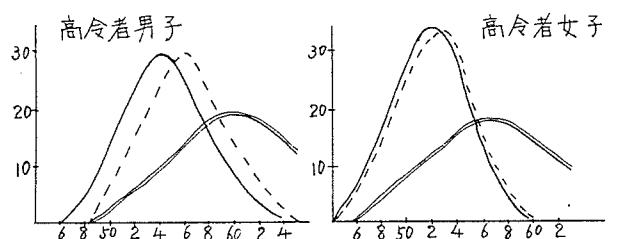
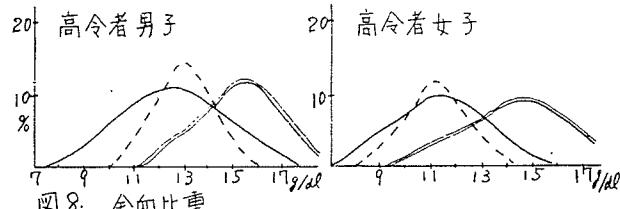
③ バイテーラーによる時間肺活量（一秒率）の調査を行った。図6に示す。

図6 時間肺活量（横軸）

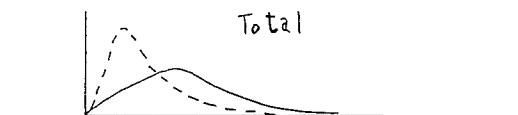
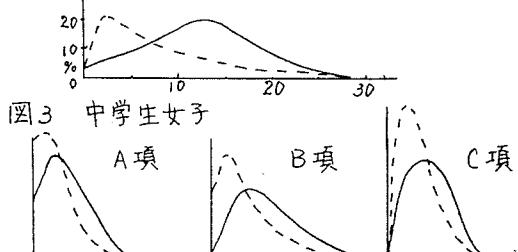
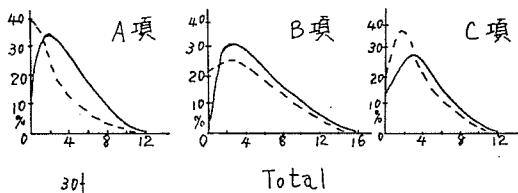


④ 肘静脈採血により、血色素量、全血比重の検査を行った。中学生では何れの学校も異常を認めなかった。高令層では図7の如く貧血が著明である。図4

図7 血色素量 (g/dl) —— はいわゆる正常値曲線



O.M.I.比較  
実線は汚染地区(呼松・福田)  
点線は非汚染地区(連島)



#### 4.まとめ

O.M.I.調査及び肺機能検査成績より、産業公害、特に大気汚染が、水島地域特に呼松町、福田町の住民に、何の影響も及ぼしていないということは出来ない。むしろ人体に影響を及ぼしつつあると推測せしめる。

血色素量及び全血比重の著明な低下は、むしろ公害以前の問題、即ち地域開発、農業改善事業等により農漁民の生活と健康が追いつめられているということの部分的な現れであろう。

#### 5 公害調査に当って問題点となるべきもの：

公害は、高度成長政策、地域開発政策とのなかの、現代日本の最も今日的な課題になっていく。

- ① 公害源となる工場
- ② 地域大衆と大衆組織
- ③ 中央及び地方行政機関
- ④ 地域医療機関
- ⑤ 大学・研究所等

利害関係の対立する①と②の間に立って行政当局はしばしば住民の期待を裏切って来た。今回は④ 住民、医療機関、大学が共同して調査し⑤ために住民は公害に対する認識を深め、地域医療機関を中心に公害懇談会により数回の勉強会を開いている。⑥ 公害の住民への影響は何で把えるか？⑦ これら健康障害と地域開発政策のつながりは？

## 16. 沼津・三島地区石油コンビナート進出計画に対する市民運動の一考察

水野宏、大橋邦和、神谷昭典、三村新（名古屋大学公衆衛生学教室）

I 本研究に対する研究グループの基本的態度  
すべての生産活動は、人間の健康は生活を営む条件の整備のために行はれるべきものである。  
如何なる場合にも、人間の健康は生活を阻み、生命を脅かすような生産活動は許されない。

### II 事件の概要

昭和38年12月、沼津市・三島市・清水町の各地に、東京電力・富士石油・住友化学の三社による石油コンビナート進出計画が県から二市一町に提示されて、当地域に住民を中心とした石油コンビナート進出反対運動が起った。この運動は翌39年9月（遂に）沼津市長に説教中止を声明させ勝利を得た。

### III 研究目的並びに調査方法

この運動の特徴は“石油コンビナートはこの地域で住民の健康を害するか否か？”が主要な争点となり争われた事である。このような住民が自らの健康を認識し、それを守るために組織を作り運動について、1)その成功はこの地域の特殊性によるものか否か？ 2)科学者の果すべき役割は何か？の2つの疑問解明を目的とし、このために、当時運動にたずさわった人々に直接面接して、社会医学的調査を行った。

### IV 研究結果

#### 1. 環境条件

1) 立地条件；住民に強い郷土意識をもたらすに充分な、我が国でも数少ない快的居住条件を備えた地域であるが、湧水（1日約110万t）、土地（農地）、海陸交通の便の3点より石油コンビナート適地として、企業体をして進出意欲を持たせることになった。

2) 気象条件；三方を山地に囲まれた駿河湾沿岸地域で、海から吹く西南の季節風が多く、加えて、冬期夜間から翌朝にかけて著明逆転層が発生する日の方が多く、高度もかなりの高度に及ぶ事もあるという、大気汚染の発生しやすい地域である。

3) 政治的条件；地方自治体における急迫的な地域開発に対する行政的欲望は、新産都市指定流れという政治的破綻を招き、県知事は早急に失地回復の必要に迫られていた。

4) 企業側の条件；進出は容易で、政治的压力と買収・懐柔等で反対運動をぶつぜんと容易に考えていた。

5) 日本における公害の認識；公害に悩む四日市をマスコミも取りあげる段階に達していた。

#### 2. 主体側の条件

新産都について住民は無関心ではあつたが、地域開発の掛声とともにそれが描き出すバラ色のムードは一定の影響力をもち得た。何故ならば、農業の現状に先の見とおしがつかないという気分が一般的にあつたからである。ただし、この考え方方は漠然とした長期の見とおしてあって、現実として目前に現われた場合、公害に対する恐怖のほかに、土地を売って食べていいだだろか？ この土地が統合で暮らしていいだだろか？ という不安が大きく立ち上げられた。更に沼津の場合は、土地の値下がりがいつどう不安に拍車をかけた。

1) 医師の活動；沼津市では、反対運動が起る以前、既に地方紙に公害問題を論じ、

“コンビナート誘致は慎重に”という意見をのせた医師がある。この医師は後に医師会で討論を起し、有志と共に積極的に発言し、医師会をして全員一致の反対態度表明、並びに市当局へとの善処方申し入れを行はせることにいたつている。この医師会の反対声明は運動に対して大きな精神的支援とは云ひ、前記有志はそれのみに止まらず、後述の学習会に参加している。このような一部有志の活動は住民に大きく評価されているが、医師会全体を組織するにいたらず、運動終了後の市長選で医師会の賛成派市長支持を許しており、又、医師会のオープン病院管理問題等身近な問題に対して積極的な行動をとるにいたつといよい。

2) 科学技術者の果たした役割；地元の科学技術者が終始積極的にこの運動に参加したのが特徴的である。彼らは、高校の教官であつたが、運動の極めて初期の段階で既存資料の蒐集と会社側の呈示した資料を分析しており、住民の公害研究会が公害の危険性について説かっている。更に、この住民との接触の段階で得た信頼を基に、前述の気象条件を明らかにするため住民と一緒にになって調査研究活動を行つており、いつも住民と緊密な相互の信頼を築いている。例示すれば、企業体の呈示した資料で行方不明となつた硫黄の量を明示して資料の欺瞞を暴露し、湯水の使用量が多く、市民の本道使用を圧迫する計画である事を明確にして、企業体が求めて当地域の利益を考慮していることは、これを訴えてゐる。又住民との研究活動では、夜を徹して香貫山の逆転層の形成を精密に補完しており、又高校に俊頗して、広範な風向測定による沼津・三島・清水の詳細な風向図作製に成功している。この様な誠実な研究活動に基づいて造られた松村調査团の報告書は如何なる権威にもますます住民に信頼される事は後述の如く実証されている。（ニニに述べた松村調査团とは三島市長より委託されたもの） 次に反対運動が拡がつ

て行く段階では、数百回に及ぶ学習会に講師として出席し公害の危険性を訴えながら、單なる“emotional appeal”ではなく住民の一人一人に科学的事実を正確に認識させるためにより“intellectual choice”を行ひ得るように配慮し、これに成功している。ニニで注意すべき点は、医師を含めた科学技術者が何れもグループを作つて行動し、更に自らの属する職場で何らかの形でその行動を支持されつつある事である。

これら地元科学技術者に対して、中央の学者によつて組織された黒川調査团である。これは政府（通産省・厚生省）に委託された沼津・三島の公害事前調査田であるが、1000万円を越える調査費を使用して松村調査团と対立する結論を得し、住民の前に松村調査团と会談したが、どちらが眞面目に住民の健康について考えてゐるかが明白となり住民の信頼を一挙に失つた。

3) 住民の活動；住民の活動は公害又はコンビナート研究会という地味なスタートを切つたが、二市一町連絡協議会が結成され一本化される迄に絶対反対を明確に標榜した市民対策協議会を作つてゐる。注目すべきは、反対の中心となつた地域は何れも、既成組織である町内会が中心となつて運動が始まつてゐる事である。高令は農民が多く、町内会長が自民党一知事一県・市会議員と連絡する政治的圧力に屈せず、何故反対に成功し得たかは、今後の研究課題として保留される。運動の発展過程に於いて、沼津では前記学習会が同一部落で数回繰り返されどの度に出席者が増加していくのは特徴的である。数多くの政治的圧力、宣伝力、黒川調査團報告書等を武器とした切り崩し、買収工作にも拘らず運動が絶えず拡大してゆくのは、信頼した科学者によつて示された科学的事実によつて住民が健康に対する認識を深め、同時に自らの行動の正当性を確信したからである。

# 17. 人災に対する地方衛生研究所の役割

山口県衛生研究所 芳野俊五

地方衛生研究所(以下「地衛研」)は、その設置要綱の中で、「都道府県または指定都市における衛生行政の技術的中核として、行政各部局と緊密な連携のもとに、衛生行政の技術水準の維持向上を図るとともに衛生行政に必要な調査研究、試験検査(とともに支障のない範囲で外部依頼によるこれらを行なうことを妨げない)および指導訓練を行なうところ」と述べられている。すなわち、公害、薬害、食品管理加工の過誤など、いわゆる人災の諸状態諸条件に対する調査研究、試験検査を実施することはもとより、その技術の維持向上にも、地衛研は大きく関与すべきところと言えるであろう。とくに、最近の社会環境から、これら人災は増加し、これらの調査、試験検査も精密多岐にわたることが要求され、したがつて、地衛研の業務は逐年激増し、精密化し、旧来業務の主軸であつた伝染性疾患、中毒、寄生虫その他予防医学上の諸調査や試験検査に加重され、これを凌ぐに至つている。こうみに山口県衛研で昭和38年から40年度に行なつたこれらに関するものをみると、調査研究課題では、(1)河川の水質汚濁に関する調査研究(県内22ヵ所のし尿浄化どう排水管等)、(2)大気汚染に関する調査研究(周南工業地帯4地域)、(3)離島、学校、水道水源を対象とした飲料水の調査研究、(4)海水の汚染調査(2地域)、(5)空中じんあい、雨水、牛乳、飼料草中の放射能推移の調査、(6)食品添加物(保存料、着色料など)の検出法の研究、(7)農薬撒布作業条件の作業員身体への影響調査、などがあもなもので、これらは、衛生行政上、資料の必要な起ることを予測して独自計画されたものや、国、自治体、あるいは一般の求めからによつて行なわれた。また、試験検査件数は別表1のようである。

このうち、食品衛生上の諸検査は保健所で多数行なわれているが、複雑なもの、精度が要求されるものは、地衛研に持込まれ、また、主として、年数回行なわれる保健所の一斉取締りに取あげられた物件の確認試験があるので、取締り対象により、年次によつて、検査種類に差があり、不良不適の件数からみると、これらの検査は、まだ相当件数を必要とすることが推測される。つきの薬品等の検査も収去計画如何で件数が増減する。空気、水などのいわゆる公害関係の試験検査についても、やはり保健所で一部処理されているか

表1 山口県衛研試験検査件数(臨床病理的検査を除く)

試験検査種類	38年		39年		40年		
	件数	不適	件数	不適	件数	不適	
食品関係	保存料	264	69	325	57	155	16
	漂白料	77	14	72	0	42	18
	着色料	10	0	8	4	41	3
	酸乳規格	196	42	192	44	65	3
	その他各種規格	64	31	26	1	25	12
	変腐敗	41	15	73	12	35	5
金属・異物	17	1	1	0	38	1	
	製品検査・元素分析	12280	0	11489	177	13618	0
環境公害関係	薬品化粧品農薬	17	3	45	25	11	0
	飲料水・水道水源	78	58	89	40	83	32
	工場排水	56		12		11	
	し尿消化どう汚水	23		100		37	
	し尿浄化どう汚水	35		55		34	
	下水・と場水	21		7		14	
公害関係	公共用水農薬流入	13		51		50	
	空氣汚染	57		25		32	
	放射能	35		12		1	
	騒音・室内環境温	0		12		0	
	温泉	47	11	48	22	50	14

事件をきっかけとした一般的のニードにより増減されることもうかがえるので、地衛研への依頼希望は必要を満たすのにまだほど遠いと推測される。

以上、山口県の実状から見ても（他県にくらべ業勢量はけつして少くはない）、基本的に、人災に對して重要な役割りを果すべきである地衛研が、必ずしもこれが機能を充分に發揮しているとは言いかたい。では、この地衛研の役割りを充分發揮できない理由を考察してみると、（1）職員構成、施設、財政規模から（40年度当初、厚生省、地衛研全国協議会、地方行財政調査会、各衛研等の資料をもとに考察）——人口400万以上の東京、大阪、北海道、愛知、神奈川、兵庫の6都道府県および指定都市の衛研は、規模、内容がかなり異なるので、これらを除き、残りの40府県（判断の便をはかり、人口が

150万以上の20府県をA群、それ未満の20県をB群としてまとめた）の衛研職員現員は表2のようで、その平均は、設置要綱資料に示された標準衛研で妥当とみられる職員数74人の3分の1を満すに過ぎない。施設も大半が狭苦しさをつけている。財政規模についても表3および4のように少なく、手数料、使用料等の収入を業勢費のみかえり財源として運営されていると見られる県がA群に3県、B群に4県、計7県もあり、それから見ても、あだかも依頼の試験検査に終始するのか地衛研の業勢であるかのようにみられている衛研が相当にあり、したがつて、調査研究費にも格差ができる、著しく不充分のところが多いことが課題数からもうかがえる（表2参照）。（2）地衛研設置の法的根拠がうすく、また、厚生省でも地衛研は保健所課が兼ねて所掌しており、國立研究機関との連絡機関もなく、また國の環境（公害）衛生研究所もない等、公衆衛生に対する技術の重要性の認識が不充分に見える。（3）現状の規模で業勢の拡大をはかると、一部で業勢の過重をまねく恐れからいきおい一般への広報も消極的となり、それにつれ大衆の認識もうすくなり、利用度も低いとみられる。（4）職員はきりつめた人員によつて、日々の業勢に追われ、新知識を修める機会を逸しやすく、一方現行の給与体系では、研究努力がこれに認められず、研究をばす意欲を高揚しかたくなり、いきおい有能の士を得かなくなる。——などがあげられ、したがつて、今後はこれらの改善を考慮することによって、人災に対する地衛研の役割を充分果さすべきであろう。すなわち、

- 1、衛生行政における研究機関の重要性の裏付けや、連絡機関設置等の法制化
- 2、国その他のこの種研究機関、とくに関係大学教室の協力（共同研究、地衛研の利用）
- 3、民間の衛研への認識利用を高め、議会等の理解を深め、財政的拡充をはかり、業勢をのばす
- 4、公衆衛生に対する専門技術員の教育体系を確立し、人員拡充を進める考慮がはらわれること等が熱望されている。

## 18. 公害等医療給付をめぐる諸問題

——四日市に於ける大気汚染疾患への医療費の公費負担制度について——

三重県大医学会公報記念講演会

吉田良己

大気汚染による健康障害乃至は疾病発生の問題については、世界的にも数多くの報告があり、専門的議論が書籍として多く存在する。又、近時我國に於ても、その研究報告及び研究者は急増の一途にある。併しながら、これ等の知識の増大にも拘らず、此等の現実の障害乃至は疾患につれては、理拠回復のための補償的措置につれては、専門家等の取扱いは中毒災害等とは異なり、例外的の場合を除いて、全くこの種の補償的措置につれては理拠化されておらず、又、必ずしも真剣に考慮され、その是非の討議がなれることもない。これは何故かは原因を考えらるゝが、例えば、

1) このような補償的措置とするべきではないという意見、

これには、大気汚染対策は本質的に衛生政策を要するものであつて、医療対策は一般保健政策の中でも一部として行うべきであつて、個人の疾患等のありきる事の行為は却つて大気汚染対策の本質を曲げた可能性があると申す考え方。

2) 大気汚染に暴かれて申す医学的関係の証明が困難であるという意見、

即ちの如く、浮遊微粒子やSO<sub>2</sub>等の他の影響はや障害は、専門家等に於ける工場因中毒等の場合と異なり、その健康障害の問題は必ずしも特定の中毒性疾患として理拠したものではないと考えられる。従つて現在に於ける我々の医学的知識の水準より言ふば、この障害も、生物学的な根柢性（自然科学的な医学上の根柢性））、原因と結果を全く確実に示さざるような記録証明を行うのに困難性があり、科学的な問題として考へざるを得ないという考え方。

3) 理拠政策として考へた場合、産業医学との問題と異なり、その範囲は極めて大範囲なものに拡大される可能性があり、財政的に理拠化できぬ。

4) 大気汚染の原因、即ち加害行為の当事者等やその範囲が決定し難く、その責任の範囲につれての明確な解釈の困難に陥る。

5) 医療給付を行なつても殆ど通常の医療が期待出来ない。既に、治療につけて、實際に治すと申す見込みが殆どないから理拠結果がない。

6) 政策として、大気汚染の悪影響に止まなくなり。特に既往の某例での地域開発計画に影響を与えていたりし、将来的企業進出に悪影響を与えたたり、専念せられた。

~~主たる立場~~。此等の考へ方の是非は結局この立場の問題であつて、天々の立場に於ては理拠の有無とも考へられ、総じて世界の立場に於ても理拠化した例はない。又、更に重要な点は、補償行為をすること自体は、名目的に考へて、加害の事実を認め、その責任の明確化を含む可能性があることをあらう。

理拠の医療費負担の可否問題としては、これは当然医療保障制度の収容によつて来る誤認であつ

2、医療保障が100%に行なわれて居る場合には、被審者は医療費につれては、結果的には該行政の手で医療費はなくなり、問題として提起されない事があつた（例として東京の新宿区や神奈川県横浜市等の所謂健保本人等の場合の如き）。

同次回の如く、昭和39年末四日市市に於ての大気汚染問題が起きて来たが、昭和39年1月に磯津地区に於ける集団検診に於て、E7年に於ける肺性P、下肢の浮腫化腫脹、肝腫大既知等の所謂肺性心に罹患する一連の患者が発見され、この高率性を以て、検診当事者は県当局にこの事を強く警告した。このために、とりあえず7名の重病者を限定して、暫定措置として、入院加療と研究費の名目で認めた。併しこれを三重県当局はこれを患者の認定を嫌い、僅か2ヶ月でこの措置を廢止し、昭和39年4月以後に於てこれを打ち切った。その際に、こゝの患者に対して、四日市市がより強くこれにてつてこの政策に当たった。その後、7名とは言え、一旦この政策を行なつた事によって、大気汚染とその患者とやはり關係に何等かの政治的判断を下さざるを得ない事となり、県当局と市当局との確衝に陥らず、県側は方々よくまで共同歩調を拒否し、全般的に拒否の態度をとつたため、四日市市側は、その責任に於て政策に裏り出でざるを得なくななり、40年2月に当時の平田市長は、全面的に大気汚染に対する疾患者を認めてこの政策を行なうとする原則を認め、その考え方を示して、同年4月より実施した。即ち、

- 1) 大気汚染が、一定の素因又は種族をもつ者に対して悪影響のある事を認め、
- 2) この様な公害紀生じる危険についての責任訴訟は未解決であるが、
- 3) とりあえず、現実に発生して居る患者に対して、地方自治行政の一環として政措措置をとることを言う考え方を示し、血の將來に本筋懸念、県及び市にトコトコ解決を求める期待して、暫定措置としてこの原則を示した。

従つてこの原則は今日に於ても四日市市がその單純の政治的責任に於て行つてゆく形で、県当局は今猶迄も原則を認めて居なり（即し、四日市市に於ける特別交付金の形で経済的負擔の一部（百万円）を補つた）。

一方、大気汚染による疾患を認めた事が如何にして可能かとゆう問題があつた。即ち、本措置の反対意見に底を出た如く、大気汚染による疾患は、産業中毒症乃至は唯一の原因による独立疾患（例えは公害病）ではなく、つまりその認定の根拠には問題があり得よう。併し一方、汚染地に於ける特徴的の氣道性疾患、慢大は事實であり、大気汚染を以てれば現実のこゝの患者の大半には存在しなかつたであつた事によつて。現実にこれら患者に立つものに原爆医療法をあげた事が出来た。白血病との他は既に「原爆後遺症」といふ事では断定出来ないが、療養給付を認めたものである。四日市市は昭和40年度に於て、208名を認定し、300万円を支拂つた。これは当初予想致300名、200万円を下回つた。

この措置がもたらした結果としての問題点は、(1)この措置によつて、患者の慢大等の集煙威の問題が生じた結果として、大気汚染をめぐる「前決」威を失へたりのや、危機を困難にする事となつた。又(2)本措置によつて、「公害患者」というものを公共機関が公認する事となつたが、県側の態度によつて、四日市市の段階に止まつて居る。一方将来的の問題として、(1)患者及び財政負担の増加、(2)不端疾患における肺気腫の増大、(3)永久的収容の死を蘇の取扱い、(3)経済政策の問題等の解決をせねば居る。

## 19. 現行使用基準による食餌中の指定化学的合成農薬について

広大原医研医学 渡辺敬男

社会医学がその範疇のなかに社会階層と疾疫という命題を含んでいた限り、社会階層の構造による食品摂取の構成の差異によつて患者起立した健康被害或は疾疫は、社会医学の主要な課題として取りあげらるゝべきである。かつては、児童が不衛生であり腸チフスやアリスを被感染であり病死であつた。

現代においては食品工業の発達と、世界的及經濟流通構造の組織化により、かつて見られた社会階層による摂取食品の差異は大幅に変化を示し、均一化の傾向を示すが、社会階層の經濟的個性と营养的因子としての摂取食品の差は依然として見らるゝところである。そこで、食品加工の手筋として添加物が付加される工場では、二つ柱で加工食品の構成の取扱が社会階層によつて拘束が底山山、添加物によつて患者起立した健康害や疾疫は社会階層によつて表現の様式の差異が見らるゝ社会医学であるべき一つの課題となる。しかし、現在までのところ、文献的な検索では添付物を除いて加工食品の消費と社会階層との関連における報告は見当らない。

著者は添加物を指定化學的合成品(以下単に添加物と稱す)について、この添加物が現行使用基準(以下単に許可土山以下略)の限度が付加工場でいつものとし、食餌中の添加物量と差異率との関係を追求し、この結果とすばりあらかじめの栄養基準の社会階層の構造による差とからて本研究の検討することとした。

### 資料

広島市内の某女子短大第2年生の学生37名と、それの1/4分の所を工作室主せ、食品分析室12名、企画、監査室、購買部上級職員を尋ねさせ、また食上添加物使用基準(以下単に添加物量(添加化學的合成品)の計算)によつて、企画監査室のない会社田代株式会社(他の調査科、会計室会計科、強化剤部門)を訪問せしめた。これらの計算はすべてナエフタ L 誤りは2%とした。

### 解析

資料を集計して73名の平均を取れば、企画 2266 Cal. 監査室 83g. 買買部 51g. 会計室 366 g. である。総量での添加物量は 180 mg である。

添加物量を指標として、(2)の「添加物量と3分離食品」によると、蛋白質、脂肪、糖質およびこれらの2次元区分のうち脂質の含有量が高かった。全粗脂肪と脂質と絶対量の半が0.338%である。他にすこし有意ではなかった。

添加物量をy (mg) とし、脂質量をx (g) とすると

$$y = 71 + 1.9x$$

(1) 残差分析による添加物量と脂質との関係が示され、脂質量約10g 増加で添加量約20mg 増加することが示された。

### 参考と結論

この研究だけ、食餌中の脂質量が添加物量と密接な関係を有すことが示されたが、調査結果が限定されるものであらうが一般的な推測を行つては初期肥牛の塊肉であるからである。しかし、脂質化度の食餌が混在して添加物であると絶対基準のものと除外したものか、(2)の食餌中脂質の半が180mgを有り、法定外添加物、蜜蝋の類似、有機物の進入などと争うと容易に反応性があることかあが。いわゆる「七草エサ事件」が、人工合成化した蜜蝋粉紅色でいうといふ防腐の効果を宣稱したことである。

また、この研究の調査結果の結果、脂質濃度量の増加量の法規では、元々が除外してある着色料などの法定化された食餌の使用量を確定した上で算すると、総量で約250mgと越えたこれが法定である。この添加量は急性の障害を起す恐れがあるとしても、初期肥牛たる限り人体に無害であることは確定的である。絶対の危険性の問題と(2)の検査方法が問題となるのである。

## 20. わが国における医薬品開発の現状批判 —— 臨床実験をめぐって

新薬学研究者技術者集団 高野 哲夫

1. 年間5000件にも上るわが国の医薬品製造許可申請件数の大部分は、いわゆる新配合医薬品であるが、これらについては、人体に対する薬理作用等で明らかになつたものとして製薬業者が目を通すだけで許可されている。ごくわずかのいわゆる新薬は審査のうえに、薬事審議会、もしくはその下部機関である新薬調査会によって処理される。

表1.

薬事審議会の審議を経るもの		新薬調査会で処理されたもの	
製造	輸入販売	製造	輸入販売
34	7	0	23
35	3	1	35
36	4	0	32
37	7	3	20
38	6	2	11
			16 40 35 39 10

新薬開発にあたって、動物を用いて効力と毒性を、さらにサリドマイド事件以後は、痘奇形についてのデータと、ニト酸以上の十分な施設のある医療機関において経験ある医師により原則として60例以上の効果判断を行われるなどとあって、いざれの場合も、各社の手合ひ、もしくは研究費によってヒモ付きとされて、自社有利を報告に他ならない。このため科学的事実に忠実でないものが提出される恐れがある。しかも、前臨床薬理学もしくは、比較薬理学や十分確立されない現状にあって、34の既知の薬品による新配合薬にせよ、薬物の相乘作用を云ふことを考へるならば、人体に対する投与には、著しい飛躍があると云はなければならぬ。サリドマイド薬、カゼアントンフル事件は、まさに典型的な例と云うことが出来る。

2 1964年6月世界医師連盟は臨床実験を行なう医師に対する勧告、「ヘルシンキ宣言」を発し、患者の健康に対して医師を払うことか医師の最大の義務であり、患者の直接利益にならないよう警告、予防、治療措置を禁ずる原則に立つて、治療目的の臨床実験について、「患者の生命、健康に利益あると判断される場合に限り、本人又は代理人の同意を得て新しい実験を行なつてもよい。」とし、治療を目的とした実験について「実験の目的、意義、それに伴う危険について説明し、書面による同意を得なければならぬ。……自発的同意を得難い従属關係にあるものに対する実験を禁じ、……実験の続行や被験者に危険を招く恐れのあるときは、たゞちに実験は中断されねばならない。」としている。

3-1 サリドマイドによる薬禍は、当初の動物実験において予期せずこの出来なかつたが、その後の精査によってウサギで典型的なフォメリアを得ている。森山らは、Lenz報告(36年11月)より2年前の34年8月から35年9月までの間に外系妊娠111例に1人あたり200~800mgのサリドマイドを投与し、妊娠5~8週12例中3例にサリドマイド症を見ている。(医学のあゆみ卷1164)にも記載される。

表2

投与した妊娠期間				
1~4週	5~8週	9~12週	13~16週	17週以上
実験	0	12	13	8
アラジ症例	-	3	0	0

その結果は何等利用されることなく死滅され、Lenz報告によつて、各国で製造中止になるまで明らかにされたかった。のみならず、森山らは、サリドマイドとアザラシ症の関連を明らかにされた現在にいたるところ、あいまいな実験を残し、確言を避けている。さらに三篇論文へみると、サリドマイドは一つの原因ではあっても主原因ではないと強弁するものもある。現在中森氏ら、サリドマイド取扱会は国と製薬会社を相手に損害補償請求訴訟を起こしているが、わが国の研究者はほとんど無関心を示すが、外国人であるLenzはその辺と支援を得ている。

3-2 キセナラミンは抗ウイルス性カゼ薬としてイタリアで開発された。興和製薬は自社の従業員187名（内半数はアラセドー）に投与、17名の重症、1名死亡と云う事故が起った。会社側は、自社の従業員と云う弱い立場を利用し、副作用について云はれ、肝炎を起こすと云うことを、北本「内評」63年5月号、北山薬局63年4月号で記載されている事実をかくして実施した。実験は「深刻な健康管理」についてもさわめて不適切であると云わざるを得ない。この場合も研究者は会社から年間250万円の研究費で、「ウイルス病化学療法研究会」なるものに組織され、口を開けている。女子薬学士中野晴子氏は、人権侵害の訴訟を起しているが40年4月に申立てているにもかかわらず、いまだに判決は出ていない。尚 キセナラミンは、1965年5月、イタリアにひいても発売中止となっている。

3-3 本年2月岩手県立南光病院において、てんかん性精神疾患者に対し、「KBH」、「KBL」、「TX123」、「エビアシン」なる薬物を投与され、3名の死亡を見た。精神疾患者と云う行為能力を欠いたこれらの人々に対する「ヘルシニキ宣言」の乱暴なじゆうりんは、実験にタッケレトに脳波検査技術員を解雇し、その反対斗争に立ち、組合3役を解雇し、組合弾圧する思想と直接関連を持っている。

このようすは患者における薬物の投与は、ごく日常的に実施され、時に医師にすらその内容を知らない者が記号だけで投与され、事故や死に至っても、患者であるか否か問から聞かなければならぬ可能性がある。

3-4 キセナラミン事件以来、自社の従業員を実験に用いることが困難になった製薬会社は、その対象を医療部の駐連刺を利用して採入された。問題の新薬ルミドリールは、精神賦活剤としてフランスで開発されたが、毒性が強いため、意識がなくなつた患者に使用するよう指摘されている。当該製薬会社員には当初反対の空気が強く、その空気を知らざるため、アンケートが行なわれ、助言後の個々面接による説得が行なわれた。この際も、約1/3が反対、1/3の保留があつたにもかかわらず、施行された。女子は一応外されたが、最後まで服用しなかつた1名は最近転出させられたと云われる。投与は、同大学精神科医によって行なわれ、服用によって脳波に異常を認めている。注目すべき点は、書面によつて同意書を提出させている点である。謝辞として5000円支払われているが、今後このような形でますます巧妙に実験が行なわれる可能性がある。

3-5 リン酸ボリオ生ワクチン投与は、母親たちの運動によつて実施されて以来ボリオは激減し、35年には5606名、であったものが、39年にはわずか84名になつた。この間に国产ワクチンが開発されたが、野外実験によつて十分その安全性が試されては、わざかではあるが事故が起つてゐる。野外実験

表3.

の重要性については、昨年2~3月までの間に11名の死亡を招き

年	34	35	36	37	38	39	40
件数	1	1	6	4	5	10	11

問題となつたアンノン入りカゼ薬の例においても明らかである。いよいよせよ、わが国の医薬局開発は、多くの多くを改め、とりわけアメリカに依存しているから、(65年申請技術契約82件中39件が米国) FAD等の厳格な規格を外れて新薬が、わが国には導入され、広大な実験場として利用される恐れがある。

4. 国は早急に次のような対策を講ずる必要がある。  
①野外実験で人間にあける有効性と安全性の保証を裏付けた十分なデータを提出させる。  
②その上でメーカーは臨床実験の許可を受ける。  
③臨床実験は必ず健常者に次いで患者に対して行なうが、「ヘルシニキ宣言」を完全に守り、事故に対してはメーカーもしくは国が負い、2~3年の経過を観察し、それによつて起された損害を補償しなければならない。  
④2~3年は一般販賣を禁じ、指定病院にて試用し、副作用について届けを義務づける。